

新しい文化会館の整備に関する基本構想（案）

みんなが集い、創り、伝える、感動の飯田ひろば



飯 田 市

令和6年 月

紙面のデザインはニュースレター制作者に編集依頼中

目 次

第1章 基本構想の策定に当たって	
1 基本構想の役割	p 2
2 新文化会館整備検討の背景	p 4
3 飯田らしい文化会館を目指して	
(1) 市民と共に	p 5
(2) 楽しさを伝える	p 5
(3) 「飯田にふさわしい」、「飯田らしい」とは	p 6
第2章 基本構想	
1 基本理念	p 7
2 5つの基本方針と想定する事業	p 8
3 施設整備の方向性	
(1) 施設整備の考え方	p 13
(2) 施設機能の整理	p 13
第3章 現状分析と課題整理	
1 文化ホールの現状分析	
(1) 飯田市内の文化ホール施設の整備状況	p 14
(2) 飯田文化会館と人形劇場の利用状況	p 17
(3) 長野県内の文化ホール施設の整備状況	p 20
(4) 先進自治体の劇場など類似する文化ホール施設の整備状況	p 21
(5) 現状分析の整理	p 24
2 建設に向けて	
(1) 建設地の検討	p 25
(2) 整備手法の検討	p 27
(3) 事業費の検討	p 28
3 管理運営の考え方	
(1) 管理運営の方向性	p 29
(2) 運営方式と組織の考え方	p 29
(3) 管理運営経費の考え方	p 30
4 その他	
(1) 整備スケジュール（案）	p 32
(2) 基本計画の策定に向けて検討が必要な課題	p 32
(3) 上位計画との関係	p 33
資料編	
・用語解説	p 45
・新しい文化会館の整備に関する基本構想ができるまで	
(1) 検討経過	p 49
(2) 新文化会館整備検討委員会	p 50
(3) ニュースレター	p 51

第1章 基本構想の策定に当たって

1 基本構想の役割

基本構想は、飯田市の新しい文化会館の整備に関して、今後の指針となるものです。

平成18年に制定された飯田市自治基本条例には、自治の基本原則として「市民主体の原則、情報共有の原則、参加協働の原則」が定められています。新しい文化会館の整備検討に関してもこの条例に則った検討を進めています。

飯田市では令和4年6月に「新文化会館整備検討委員会」を設置し、各分野や飯田文化会館利用団体を代表する13名の市民委員、3名の公募委員と3名の学識委員を合わせて、19名の委員構成によって基本構想の検討を開始しました。

この整備検討委員会では、新しい文化会館が目指す「基本理念」と、その実現に向けた「基本方針」を「基本構想」として示そうと検討を重ねてきました。「飯田の文化とは何か」の議論から始め、これまでの飯田の文化活動で大切にしてきた考え方や「飯田らしさ」などについて、ワークショップの手法を用いて意見交換を重ねてきました。

また、学識経験者を講師に招いて学習会を開催し、リニア時代を見据えた公立劇場の役割を検討していく際に、「ひと」を育み「まち」を育み「活力」を生み出すという視点に着目することを学びました。

これらを受け、飯田市市民憲章や飯田市自治基本条例に明記のある「美しい自然に恵まれ、地域の風土に根付いた伝統や文化に支えられた人情豊かなまち」や「特色のある地域活動やまちづくりの実践」、「まちづくりに進んで参加する『ムトス』の精神を、次の時代へ確実に引き継ぐ」など、市民としての心構えと理念を尊重し、「みんなが集い、創り、伝える、感動の飯田ひろば」を新しい文化会館の基本理念として定め、「新しい文化会館の整備に関する基本構想」を策定しました。

この基本構想は、新しい文化会館の将来の姿と進むべき方向性を描いたものです。建設に向けて今後策定する基本計画や管理運営計画など各種計画の根幹となり、新しい文化会館が開館した後も恒久的に事業や施設運営のよりどころとなるものです。

※本書でいう「市民」とは、飯田市内在住の皆さんのみならず、飯田下伊那在住の皆さん、飯田下伊那で舞台芸術活動に関わる皆さんなど、プロや行政以外の皆さんを意味します。

【飯田市市民憲章（昭和 52 年 7 月 5 日制定）】

わたくしたちの飯田市は、美しい自然に恵まれ、長い歴史と尊い伝統文化につつまれた人情豊かなまちとして知られ、伊那谷の中心都市として躍進しています。わたくしたちは、このまちの市民としての誇りをもち、明るく健康で豊かな市民生活を築くために、全市民のねがいをこめてこの憲章をかかげ、たがいにはげましあい、手を取りあって進みます。

わたくしたちは

- 1 自然を大切にし、美しい環境の飯田市をつくれます。
- 2 心身をきたえ、健康で明るい飯田市をつくれます。
- 3 伝統を生かし、文化の香り高い飯田市をつくれます。
- 4 善意を広め、思いやりの心で幸せな飯田市をつくれます。
- 5 楽しく働き、豊かな産業の飯田市をつくれます。

【飯田市自治基本条例（平成 18 年 9 月 21 日制定）】

わたくしたちの住む飯田市は、美しい自然に恵まれ、地域の風土に根付いた伝統や文化に支えられた人情豊かなまちとして知られ、伊那谷の中心都市として躍進しています。わたくしたちは、これまで互いに助け合い協力し、特色のある地域活動やまちづくりを実践してきました。

わたくしたちは、分権型社会や少子高齢社会の到来により、社会構造が大きく変化する中で、まちづくりに進んで参加する「ムトス」の精神を、次の時代へ確実に引き継がなくてはなりません。

わたくしたちは、飯田市市民憲章にうたわれた市民としての心構えと理念を尊重し、協働して、市民が主体の住みよいまちづくりを推進するため、ここに、新たな自治の仕組みを定める飯田市自治基本条例を制定します。

2 新文化会館整備検討の背景

飯田市及び下伊那郡で構成される飯田下伊那地域は、遠州・東三河・東濃地域と境を接し、天竜川や中央アルプス・南アルプスの豊かな水と森林に抱かれ、四季折々の趣が美しい自然環境に恵まれています。

本州の中央部に位置している飯田の地は、歴史を遡れば、古墳時代（5世紀頃）にはヤマト王権とのつながりがあり、7世紀後半から10世紀にかけては律令制度による国づくりに重要な役割を果たした伊那郡衙が設置される要所でした。畿内と東国を結んだ東山道や、近世には三州、遠州街道などの陸運や天竜川の水運が発達し、今日ではJR飯田線や中央自動車道など、いつの時代においても東西日本をつなぐ交通の結節点として多種多様な人、物や情報が活発に行き交い、その中で人々は交流し、進取の精神、学究と創造によって独自の文化・産業を育んできました。

戦後まもなく遭遇した昭和22年の飯田大火、昭和36年と同58年の豪雨災害などの苦難を乗り越えながら、人々の心や地域には「自主自立の精神」と「結いの精神」がしっかりと根付いています。

暮らしの中には、神楽、人形浄瑠璃、歌舞伎や屋台獅子などの伝統芸能が今も連綿と息づいており、当地域は日本の民俗芸能の宝庫と称されるとともに、「いいだ人形劇フェスタ」が象徴するように多様な文化を融合させて、新たな文化を創造してきました。

飯田文化会館は昭和47年の開館以降、半世紀にわたり飯田下伊那の舞台芸術の活動拠点としての役割を担っており、身近な場所で舞台芸術に触れられる施設として市民に長く親しまれてきました。しかし、築後51年が経過し、建物や設備の老朽化が進んでいることに加え、バリアフリー化への対応も十分にできていません。また、現ホールの舞台機構が現代的な公演などに対応しきれず、招致や実施が難しい演目があるなど多くの課題を抱えています。本市では、この施設が舞台芸術の拠点として欠かすことができないものと捉え、将来にわたって市民のニーズに応えられる機能を備え、安全・安心な施設となるよう、また、リニア時代を見据えた新しい文化会館の整備に向けて検討することとしました。

新しい文化会館には、飯田の文化力のさらなる向上を図るとともに、地域・市民と連携しながら、文化会館で行われる活動を地域課題の解決へとつなげ、「ひと」を育み、「まち」を育み、「活力」を生み出していくことが求められます。

飯田文化会館 50年の歩み

1972 昭和47年 飯田文化会館 開館
1979 昭和54年 人形劇カーニバル飯田 開始
1987 昭和62年 伊那谷文化芸術祭 開始
1989 平成元年 アフィニスセミナー 開始 **貸館から事業館へ**
1999 平成11年 いいだ人形劇フェスタ 開始
2009 平成21年 オーケストラと友に音楽祭 開始
2018 平成30年 オーケストラと友に音楽祭 10周年（オケ友将来ビジョン策定）
いいだ人形劇フェスタ 20周年（人形劇カーニバル飯田から40年）

3 飯田らしい文化会館に向けて

(1) 市民と共に

飯田下伊那の舞台芸術の拠点となっている飯田文化会館。その特長の一つに、市民が演者として舞台に立つだけでなく、裏方としても事業運営に携わる場面が非常に多いということが挙げられます。

飯田文化会館を拠点に毎年開催される「いいだ人形劇フェスタ」は「みる、演じる、ささえる（みて、演じて、ささえて豊かな心がはぐくまれる）」を理念としており、「オーケストラと友に音楽祭」は「クラシック音楽の花咲くまち・いいだ(人々がクラシック音楽に親しみ、音楽が住む人の心を豊かにすることを実感できるまち)」という理念を掲げています。また、「伊那谷文化芸術祭」は「出演者が自らも運営に積極的にに関わり、飯田文化協会と飯田文化会館3者が互いに緊張感を持ちながら共に進める協働の理念」にもとづいて運営されています。このほか飯田文化会館で実施しているさまざまな自主事業も、市民主体による実行委員会形式で企画運営されています。

これは、市民と行政が共に進める協働の精神が根底にある、飯田らしさの特長です。

地域に根を張りながら、自ら文化を創造することが一層必要となる時代に向かって、新しい文化会館の整備は、基本構想の策定から市民と共に検討を重ねることとしました。市民で構成する整備検討委員会での検討のほか、市民ワークショップや飯田文化会館利用団体との意見交換会の開催、「ニュースレター」の発行をはじめとする検討経過の情報発信など、飯田市自治基本条例の3原則である「市民主体の原則、情報共有の原則、参加協働の原則」をもとに、市民と行政が共に基本構想をつくりあげていく過程を大切にしました。

【令和4年11月25日 第4回整備検討委員会の発言から】

山元浩学識委員：

「飯田の皆さんは観て楽しむだけではなくて、時には出演者となって舞台に立つとか、時には劇場の裏方として活躍される、そういう方々が非常に多い。これは全国的に見てもまれなケースであって、他地域ではなかなかない。

劇場の活性化に向けて市民が動き出すという飯田ならではの土壌を生かしながら、これまで文化会館に関わることのなかった方たちも巻き込んだ文化会館のあり方を模索していくとよいのではないのでしょうか」

(2) 楽しさを伝える

「まちづくりと文化で大事なものは、楽しさを伝えること。自分たちが楽しいから文化が育っていく。つくるんじゃないで、できていくところを大切にしたい」

第5回整備検討委員会にて、ある委員の発言にほかの委員も深くうなずき、「楽しみながら、できていく過程を大切にしたい」という考えが共有されました。

また、第6回整備検討委員会では、「舞台芸術は遊びからできていることが多い。落語、浄瑠璃、歌舞伎もそう。新しい文化会館は、楽しく遊べて自然と人が集まる。そんな場所で

あってほしい。昔はすごい人がいた。カリスマおじさん、カリスマおばさんがいて、人が集まり、文化が育まれる。人を育てることが大事」との発言もありました。

整備検討委員会では、飯田の舞台芸術が育てられてきた土壌や背景を振り返りながら、過去と現在と未来をつなごうと、さまざまな議論を重ねてきました。自然と足を運びたいくなる開かれた文化会館を目指して、楽しさを伝えること、自分たちが楽しむことが大切であるということが整備の基本的な考え方として共有されました。

(3)「飯田にふさわしい」、「飯田らしい」とは

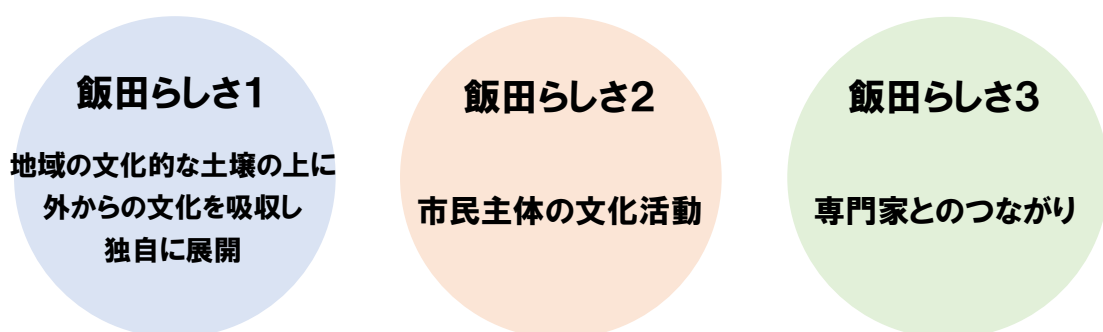
新しい文化会館の検討に当たって、最初に議論したのは「飯田の文化とは」でした。

キーワードとして「皆でやる文化」、「一緒につくる」、「人との関係をつくる」、「活動しやすい土壌（公民館活動）」、「市民とプロと行政のコラボレーション」、「参加していることが誇り」などが挙げられ、これらを飯田らしさの特長として共有して、自分たちの住む飯田を意識した議論の出発点となりました。

その後、基本理念に「飯田」を表記するかしないかを議論したなかで、この地域の独自性を考えたときに基本構想のよりどころとして「飯田」を意識していくことが大切であると共有されました。

第4回整備検討委員会は学習会として開催し、基調講演やパネルディスカッションを通じて、飯田ならではの文化の創造と発信、オンリーワンを目指すことの重要性を学び、「飯田らしいとは何か」を探究しながら検討が進みました。第6回整備検討委員会では「飯田らしい表現活動」に関して議論し、内にある文化的な土壌の上に外からの文化を積極的に吸収して独自の文化へと発展させてきた飯田の背景や、日常と文化のつながり、外部の専門家とのつながりなどが飯田の文化の先進性として挙げられました。

新しい文化会館に必要な機能や空間に関しても、飯田らしい表現活動が可能となるような施設を目指して、探求し続けることが必要です。



第2章 基本構想

1 基本理念

新しい文化会館は、市民の皆さんが舞台芸術に触れ、心が満たされる鑑賞の機会を提供します。そこでは、伝統芸能や人形劇など飯田ならではの文化を発展させ、さらに新たな飯田らしい舞台芸術を創造し、将来に向けた人材育成をも担う施設機能を備えることを目指します。

そして、魅力にあふれ多世代の居場所となる「飯田ひろば」を目指し、舞台芸術を中心とした文化の振興だけにとどまらず、多様で活発な活動を通して、地域を担う人材を発掘・育成し、文化力の高いまちをつくり、持続的な地域発展の活力を生み出すことへとつなげていきます。

基本理念：

みんなが集い、創り、伝える、感動の飯田ひろば

【基本理念が描いている新しい文化会館】

- 舞台芸術活動に関心のある方・ない方、年齢、性別、国籍、障がいの有無などを問わず、誰もが日常的に集って、気軽に交流できる**開かれた文化会館**
- 市民の方、飯田出身で活躍されている方、飯田に魅力を感じて関わってくださる全国や世界の方々とつながり合って、舞台芸術活動を通じて飯田ならではの個性を持った文化を創り、発信し続ける場所
- 伝統文化や地域外の文化を取り入れながら独自の文化を生み出す、飯田の特長を後世に伝える場所
- 非日常の舞台に立って、自分の存在や思いを他者に伝える特別な場所
- 舞台芸術活動を担う人を掘り起こし、世代を越えて伝えていく場所

⇒ **楽しさや喜びを感じて、より心豊かな人生となってほしい！**

誰もが集い、創り、伝える活動がいつも繰り広げられていて、
ワクワク！ドキドキ！する感動が生まれ続ける**飯田ひろば**



※「ひろば」…

一般の公園のような目に見える「広場」というだけでなく、自然と人が集い、楽しさや喜びを共有でき、新しい動きが起きる「空間」としてのイメージを含むため、平仮名としました。

2 5つの基本方針と想定する事業

基本理念の実現に向け、5つの基本方針「集う」、「観る」、「創る」、「伝える」、「育む」を掲げます。また、基本理念や基本方針を具現化することができるよう、想定する各事業を互いに連携させながら、飯田らしい活動を展開していきます。

なお、全ての事業を均等に実施するのではなく、長期的視点に立ち、その時々求められる事業に重心を置いて企画し、実施していきます。

集う	
方向性	飯田下伊那の皆さんを主な利用対象として、誰もが集うことができる舞台芸術施設となることを目指します。 日頃から舞台芸術に親しんでいる方は、同じ趣味を持つ仲間との交流を深めたり、日常的な練習やハレの場であるステージ発表に訪れたりする施設。 鑑賞に訪れる方や舞台芸術に関心がある方は、観るだけでなく、舞台の合間に歓談して交流の輪を広げたり、活動のきっかけを見つけたりすることができる施設。 さらに、舞台芸術に関心がない方も立ち寄ってみたいくなるような、さまざまな方が日常的に集い、交流できる施設となるよう、周辺施設やまちなか空間などと結びつき、点から線へ、線から面へとつながる施設を目指します。
想定する事業	●交流事業【多様な交流】（以下は例示） ○誰もが集える機会の提供 ・交流の場づくり 舞台芸術に関する人・活動・情報が行き交う施設として、出会いと交流が生まれ、親交や相互理解が深まる場づくりと機会の提供 ・市民の多様な交流の促進 地域内外の舞台芸術関係者と連携した市民参加型事業を実施し、市民と市民、市民と舞台芸術関係者の交流の促進 ・地域内交流による地域活性 多様な主体と連携して行う、地域の活性化や賑わいづくりにつながる事業の実施 ○広域ネットワークによる交流の推進 近隣や全国の類似施設と連携して、舞台芸術の振興につながる交流事業の実施
キーワード	日常的な居場所、日常と非日常の結び付き、たまり場、出会いの場、つながる場、幅広い世代の声が聞こえる場、多様性を認める場、ローカル（地域）とリージョナル（広範囲な地域）な視野

観る	
方向性	良好な施設環境の中で、音楽、演劇、舞踏、古典芸能、人形劇などの優れた舞台芸術に触れて、心が満たされる鑑賞の機会を提供します。 また、新しい文化会館は、さまざまな舞台芸術活動の成果発表や練習風景を観ることで、多くの方が共感し合う場づくりも大切にします。
想定する事業	●鑑賞事業【多様な公演・市民活動の鑑賞】（以下は例示） ○実演家・団体などとの連携 ・優れた舞台芸術が観賞できる機会の提供 ・さまざまな分野の質の高い舞台芸術公演事業の実施 ・鑑賞講座などの開催 舞台芸術公演への理解を助け、実演者と鑑賞者の共感が生まれる鑑賞講座などの実施 ・共催、提携、貸館事業 さまざまな鑑賞機会を提供できるよう、舞台芸術関係者や興業事業者と連携した公演事業の実施と、施設貸し出しの実施
キーワード	本物に触れられる場、観て感激する場、心を満たせる場、感性を磨く場、非日常（ハレ）の場

創る	
方向性	みんなで知恵を出し、汗を流し、励まし合い、共感しながら、さまざまなジャンルの舞台芸術作品を創り出す「生きた施設」を目指します。 また、地域外の方々との交流が容易にできるようになる高速交通網社会、高度情報社会のインフラ環境を最大限に活用して、飯田出身者、全国や世界で舞台芸術活動に携わっているさまざまな方とつながり合って、さまざまな文化的要素を積極的に取り入れ、融合させて、飯田ならではの個性を持った舞台芸術を創造し、発信していく施設を目指します。
想定する事業	●創造事業【新しい舞台芸術の創造】（以下は例示） ○飯田独自の舞台芸術作品の創造 ○類似施設と連携した作品づくりなど ・新たな舞台芸術の創造 さまざまな分野において、舞台芸術関係者と市民による新たな作品づくりや、飯田発の舞台芸術関連事業の企画運営などの創造活動 ・飯田の文化的資源を活用した文化創造 人形劇や演劇などによる、地域の歴史、風土や文化を生かした飯田ならではの作品の創造活動 ○アーティスト・イン・レジデンスなどによる創作活動の支援 ○アーティストの育成支援、才能発掘プログラム ○音楽、演劇やダンスなどの創作活動支援など
キーワード	文化を創造する拠点、練習の場、発表の場、感動を与える場、体験・体感の場、みんなでつくる場、シン・文化会館

伝える	
方向性	自分を表現したり、思いを他者に伝えたりする舞台芸術活動が活発に行われる施設を目指します。 市民の舞台芸術活動の思いや熱量、市民による事業の企画運営に関する知識や手法など、飯田の特長を次世代につなぐ活動を大切にします。
想定する事業	●普及事業【みる・演じる・ささえる市民の拡大】（以下は例示） ○アウトリーチ事業 ○参加体験型事業など ・身近に文化芸術に触れられる機会の提供 市民が身近な場所で舞台芸術に触れられる機会や、気軽に参加できる体験事業の提供 ・出前活動による地域浸透 舞台芸術に親しむ市民を増やし、みる・演じる・支える市民の拡大につなげるアウトリーチ事業（地域に出向いて実演する活動）の実施 ・市民の舞台芸術活動への支援 市民の舞台芸術活動が活性化し、新たな活動が生まれていくよう、地域の舞台芸術の拠点として活動の支援（指導、助言、相談など） ・市民が行う舞台芸術活動の場の提供 市民に舞台芸術作品の創作、練習や発表などができる活動の場を提供するとともに、その活動の活性化につながる支援 ●継承事業【伝統芸能の継承・発展支援】（例示） ○地域の伝統芸能の継承・発展支援など ○舞台芸術情報のアーカイブ化 ○舞台芸術活動への指導・助言・協力など ・伝統文化の継承 人形浄瑠璃をはじめとする地域の伝統芸能を継承する事業の実施 ・記録活動の実施 市民の舞台芸術活動のアーカイブ化（記録保存活動） ●情報発信事業【多様な情報の収集・発信】（以下は例示） ○さまざまな舞台芸術関連情報の収集・発信 舞台芸術に関する地域内外の情報を収集して、さまざまな媒体で提供 ○地域情報の発信 舞台芸術に限らず、各種イベントや市民による活動などさまざまな情報を提供
キーワード	吸収し継承し発展させる力、学びの場（体験の場）、文化を享受する場、発信する場

育む	
方向性	舞台芸術活動を広めることによって、地域の文化的な土壌を耕し、飯田のまちが「文化力の高いまち（文化によって人や地域を元気にして、暮らしをより良くしていく力と、人々を魅了する力を持つまち）」へと育む一翼を担う施設となることを目指します。 ワークショップやアウトリーチ活動によって、舞台芸術の演じ手や支え手を掘り起こし、育成することを大切にします。
想定する事業	●育成事業【演じ手・支え手の発掘・育成】（以下は例示） ○市民の舞台芸術活動の支援 ○舞台芸術関連の専門家の育成 ○将来の舞台芸術活動を担う人材育成 ○次世代の育成など ・演じ手・支え手の発掘・育成 舞台芸術を演じる・支える人材を育成するワークショップなどの実施 ・次世代の育成 将来の舞台芸術活動の担い手となる若年世代、特に子供を対象に、舞台芸術に触れて親しめる鑑賞や体験事業、知識や技能を高められる研修事業などの実施 ●提供事業【施設の整備・サービスの提供】（以下は例示） ○舞台芸術活動の振興に向けた施設の整備とサービスの提供 舞台芸術活動を行っている団体や個人などに施設を貸し出し、活動の場の提供とその活性化に向けた支援
キーワード	人を育てる場、文化を育む場、楽しむ場（ワクワク・感動）、みる・演じる・ささえる、自主活動、みんなでやる文化、豊かな心を育む

※「キーワード」とは、新文化会館整備検討委員会の意見交換のなかで、委員の皆さんから挙げられたキーワードです。

3 施設整備の方向性

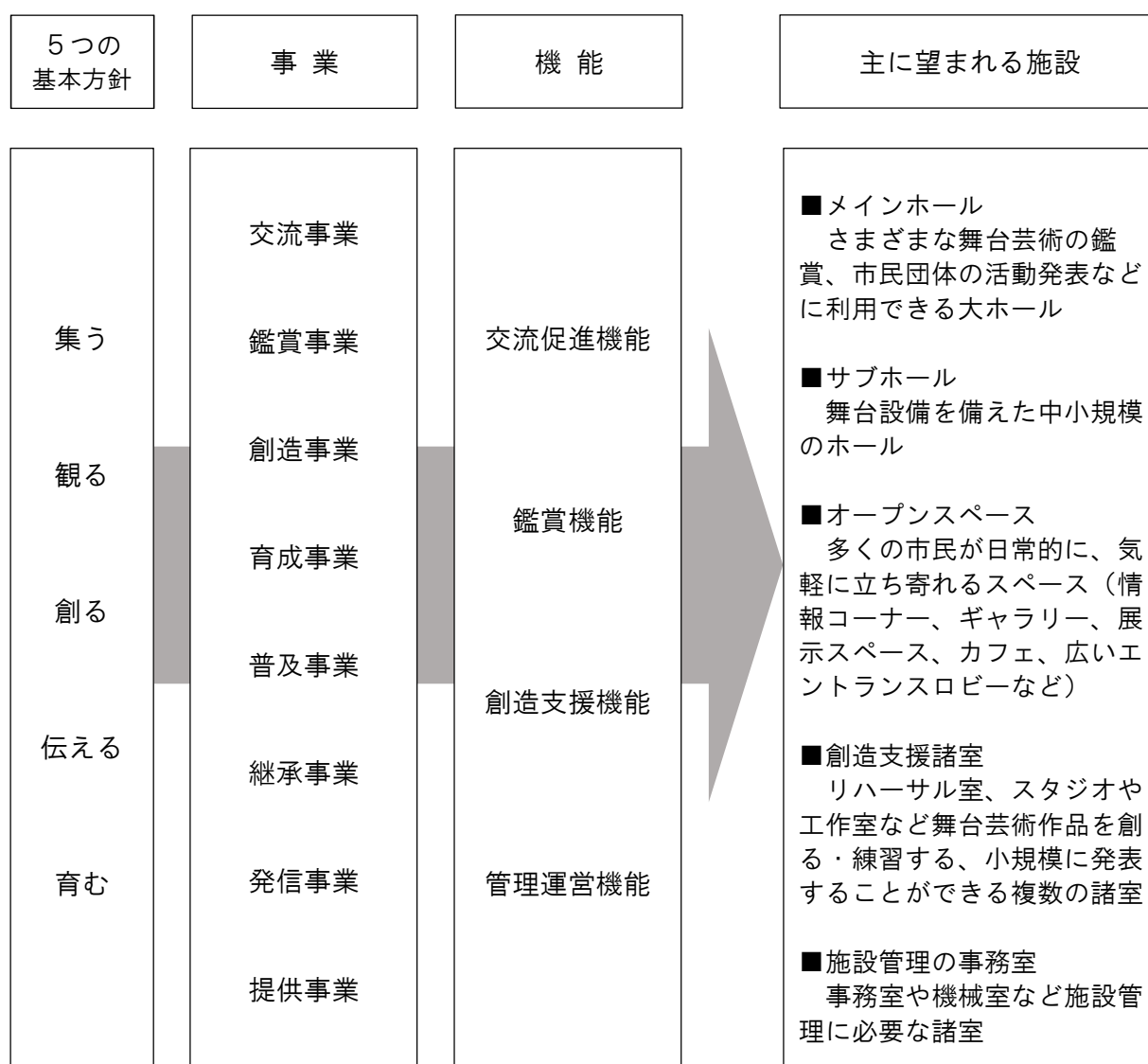
(1) 施設整備の考え方

基本理念に基づく5つの基本方針「集う、観る、創る、伝える、育む」を実現するために必要な機能の設置や、施設諸室の適切な配置などを行い、飯田らしい事業展開ができる施設を目指して整備します。

また、世代やジャンルをこえた交流活動を行う施設として、日常的に誰もが安全に安心して利用できるようユニバーサルデザインにも配慮するとともに、ゼロカーボンシティにふさわしい環境配慮型の施設とする必要もあります。

(2) 施設機能の整理

新しい文化会館に求められる事業や機能から、下図のとおり望まれる施設が整理されます。



第3章 現状分析と課題整理

1 文化ホール施設の現状分析

(1) 飯田市内の文化ホール施設の整備状況

飯田市には令和5年度現在、舞台と固定客席を持つ文化施設として飯田文化会館と飯田市県文化センターの2施設、移動客席の飯田人形劇場の1施設、合わせて3施設のホールがあります。これらの立地・分布状況は次のとおりで、中心市街地近郊に位置しています。かつては、中心市街地に飯田市教育文化センター（旧飯田市公民館）のホール（500席）がありましたが、令和4年度に廃止しました。現存するホールにおいても、竣工から30～50年が経っており、建物や設備の老朽化が課題となっています。

飯田市の人口98,164人（令和2年国勢調査）に対し、飯田市の3ホールの総客席数が2,103席であるため、およそ市民45人に1席が設けられていることがわかります。

①飯田市の文化ホール施設の概要



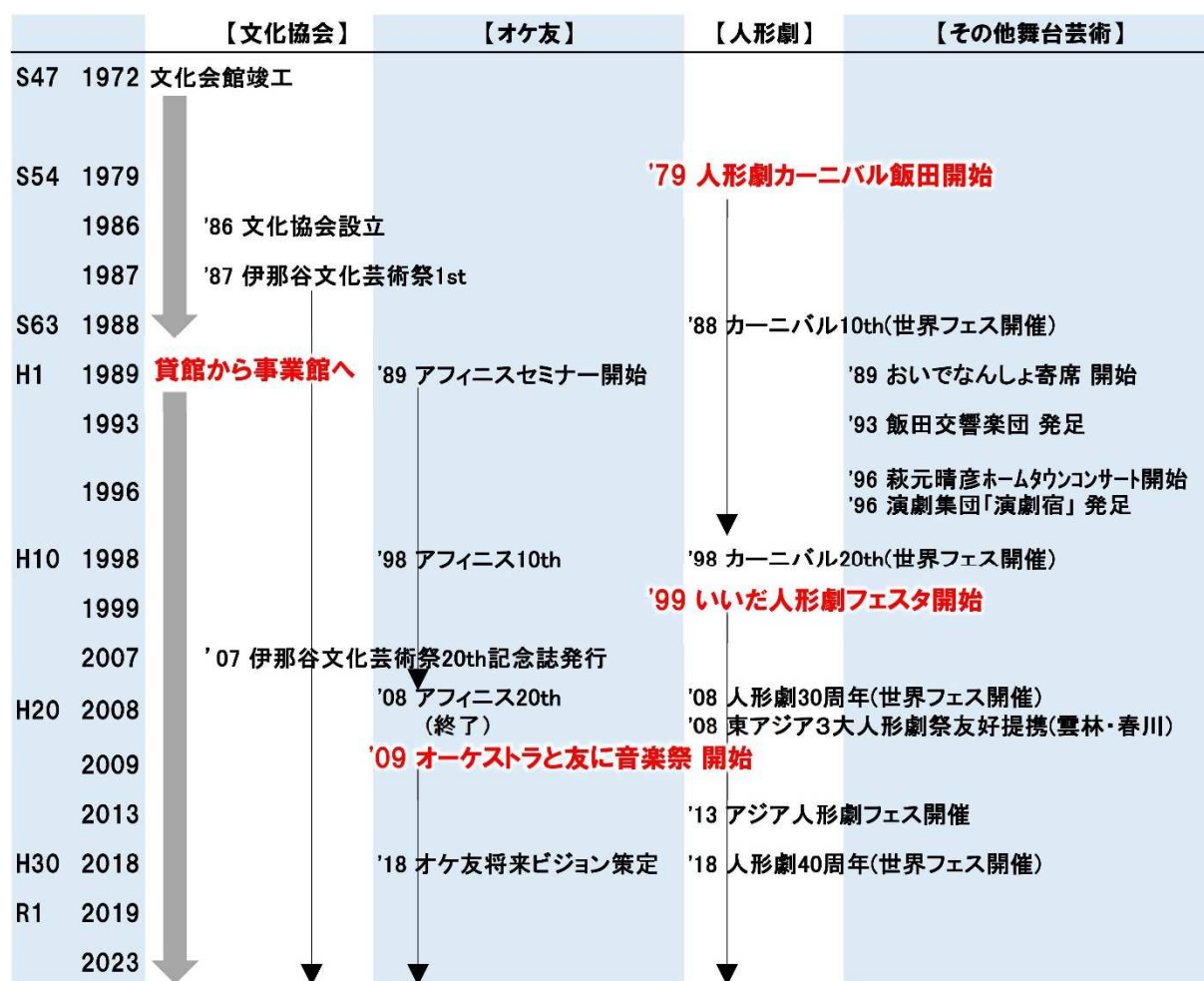
No.	施設名	客席数	客席形式	音響反射板	管理運営	竣工年
1	飯田文化会館 ホール	1,294 席 (内、車イス6席)	固定	あり	飯田市 (飯田市教育委員会)	昭和47年 (1972年)
2	飯田人形劇場	200 席	移動 (平土間)	なし		昭和63年 (1988年)
3	県文化センター (県公民館) ホール	604 席 (内、車イス5席)	固定	あり (仮設式)		昭和55年 (1980年)

②飯田文化会館の施設概要

飯田文化会館は、市民文化の向上と福祉の増進に向け昭和 47 年 4 月 29 日に開館しました。竣工から 50 年超が経過し、建物や設備の老朽化、バリアフリーへの対応が不十分など課題となっています。

開館当初は貸館が中心でしたが、平成元年から平成 20 年にかけて開催された「アフィニス夏の音楽祭」、その成果を生かして平成 21 年から始まった「オーケストラと友に音楽祭」、昭和 54 年に始まった「人形劇カーニバル飯田」、その発展形態である「いいだ人形劇フェスタ」などを中心とした文化事業の盛り上がりが大きくなり、舞台芸術活動を創造、発信する事業館として歩んできました。

事業館となった飯田文化会館の大きな特長は、全ての文化事業を市民によって構成される「実行委員会」を組織して、企画から当日の運営まで担っていることです。文化会館（行政）は市民主体による舞台芸術創造活動を黒子として支援しており、市民と行政が協働して事業運営を行う形は「飯田方式」として今後も長く継続されていくことが期待されます。



飯田文化会館の施設概要	
所在地	飯田市高羽町5丁目5番地1
敷地面積	8,355.97 m ²
構造	鉄筋コンクリート造
建築面積	2,769.58 m ²
延床面積	5,440.58 m ²
工期	昭和46年2月12日～昭和47年3月31日
事業費	6億911万5千円
駐車場	312台
ホール	客席数…客席2層1,288席（別に車椅子席6席） 舞台広さ…間口15.4m、高さ8m、奥行10.8m
会館棟	展示室…3室（各室約40人収容） 会議室…4室（各室約30人収容） 講習室…1室（約50人収容）

【ホール・会館外観】



【ホール内観】



【展示室内観】



【会議室内観】



③飯田人形劇場の施設概要

飯田人形劇場の施設概要	
所在地	飯田市高羽町5丁目5番地1（飯田文化会館と同じ）
敷地面積	8,355.97 m ² （飯田文化会館敷地を含む）
構造	鉄筋コンクリート造
建築面積	521.51 m ²
延床面積	588.40 m ²
工期	昭和63年2月5日～昭和63年7月16日
事業費	2億2,375万6千円（収納庫含む）

駐車場	312 台（飯田文化会館と共用）
ホール	客席数…200 席（電動式移動席、収納可能） 舞台広さ…間口 15.4m、高さ 8 m、奥行 10.8m

【飯田人形劇場外観】



【飯田人形劇場内観】



（２）飯田文化会館と飯田人形劇場の利用状況

飯田文化会館の統計数値や令和４年度に市民と舞台芸術団体を対象に実施したアンケート調査から利用状況をまとめました。

●新文化会館建設計画に伴う市民アンケート

調査期間 令和４年２月１日～24日、対象者数 2,000 人（飯田市民、無作為抽出）

回答件数 862 件、回答率 43.1%

●新文化会館建設計画に伴う舞台芸術団体アンケート

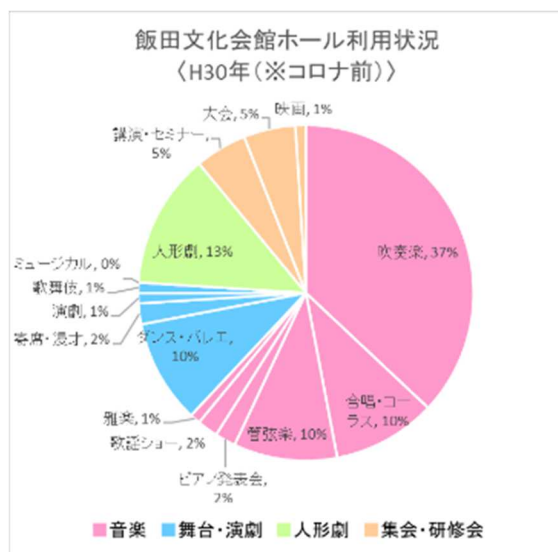
調査期間 令和４年３月３日～22日、対象団体数 127 団体（飯田下伊那の団体）

回答件数 64 件、回答率 50.4%

①飯田文化会館の利用状況

１）ホール

音楽での利用が 60%を超えており、舞台・演劇、人形劇での利用が続いています。現施設はホールと同じ広さ、同じ音出しができる遮音性能のあるリハーサル室を備えておらず、リハーサルや日常的な練習などで舞台のみを利用する形態でも貸し出しています。



飯田文化会館ホールの平成31年度の利用人数は、延べ73,367人でした。公立文化施設協会による全国のホール施設稼働状況調査において、平均利用者数は、国公立施設全体は50,270人、人口10万人未満の市では30,005人です。よって、飯田文化会館ホールは、全国的にも、人口規模の同じ市と比べても、利用者数が多いことがわかります。

[表6-3]全てのホールの入場者数・参加者数（平成30年度実績）

		n 数	入 場 者 ・ 参 加 者 数 (人)	入場者・参加者数の 前年度からの増減(%)			
				n 数	増 加	減 少	同 程 度
国公立施設全体		1,869	50,270	1,885	30.8	37.0	32.3
設置団体別	国	x	29,209	x	50.0	50.0	—
	都道府県	162	77,667	166	40.4	34.8	24.7
	政令指定都市	165	83,338	167	34.7	38.3	26.9
	市	197	80,059	199	34.2	40.7	25.1
	特別区	392	53,233	389	30.8	38.3	29.8
	10万人未満	496	30,005	513	27.3	37.8	34.9
最大ホール 席数別	町村等	245	22,388	249	24.9	29.3	45.8
	1,000席以上	694	77,494	702	35.8	39.7	24.5
	500席～1,000席未満	629	33,018	634	29.8	34.9	35.3
	500席未満	336	26,333	349	21.8	35.5	42.7
文化芸術系 主催事業実施	実施有無いずれかに「あり」	1,395	52,801	1,417	31.8	38.5	29.7
	公演回数 1～3	183	34,038	190	23.7	36.8	39.5
	公演回数 4～10	332	37,023	339	26.8	43.4	29.8
	公演回数 11～20	265	51,160	265	34.3	35.8	29.8
	公演回数 21以上	810	88,137	818	35.9	37.4	26.7
補助金等の活用あり		656	84,058	657	38.5	40.5	23.0

※回答施設数が少ないものは、n数を非表示とした

令和2年3月刊行「令和元年度 劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」から

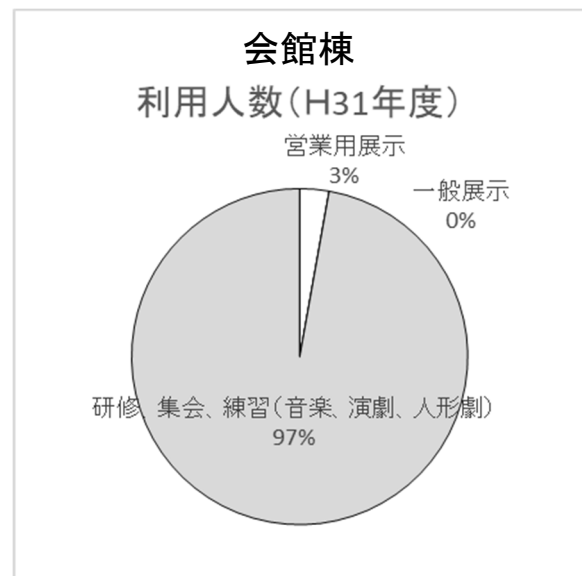
アンケートの記述回答（抜粋）	
定員	多い、少ない
客席	椅子が狭い、椅子が固い、舞台の見やすさを改善
舞台	舞台が狭い（特に奥行）、舞台裏が狭い、舞台袖と舞台裏の通路が狭い
楽屋	部屋数が少ない
音響	悪い、不満
空調	改善してほしい
ロビー	狭い
トイレ	設置数が少ない、客席との行き来が階段で不満
搬入口	舞台袖が狭いため、大道具を待機させられない 大型トラックの転回ができない
駐車場	場所が分散している、駐車台数が少ない 選択回答の「やや不満」と「不満」を合わせると約7割

2) 会館棟

会館棟の利用の大半が研修、集会、練習（音楽、演劇、人形劇）です。

3室ある展示室においても、展示としての利用は非常に少ない状況で、合唱、楽器演奏などが定期的に利用されています。オーケストラと友に音楽祭ではクリニック講習の会場、いいだ人形劇フェスタでは公演会場の一つとなります。

また、アンケートでは、「楽屋として使用できていい」「防音がいい」などの記述回答がありました。



②飯田人形劇場の利用状況

人形劇場の仕様であるため音が響かない構造となっているが、「大会、講演会」「音楽」の利用が共に 37%に及んでいます。

アンケートの記述回答（抜粋）	
定員	人形劇やピアノなどのリサイタルには適している 多目的に使用するには狭い
客席	移動式でギンギン音がする、揺れる、座り心地が悪い
舞台	狭い
楽屋	部屋数や広さが足りない
音響	生音の演奏には不向きなため、音楽向きの小ホールを望む
トイレ	設置数が少ない
搬入口	雨天用の屋根や荷捌きデッキがあるといい 運搬車と歩行者の動線が離隔されるといい
駐車場	場所が分散している、駐車台数が少ない 選択回答の「やや不満」と「不満」を合わせると約7割

(3) 長野県内の文化ホール施設の整備状況

長野県内の文化施設は、飯田下伊那の4施設を含む52施設72ホールがあります。県内で築50年を超えるのは4施設で、飯田文化会館の築年数が長いことがわかります。

県立の施設は、長野県県民文化会館（ホクト文化ホール）、長野県伊那文化会館、長野県松本文化会館（キッセイ文化ホール）の3施設があります。このうち長野県伊那文化会館は飯田市から最も近く、特に鑑賞事業においては当該施設との関連を考慮する必要があります。この県立施設がある伊那市を除く全ての市は文化施設をそれぞれ設置しており、各市の中で主要な施設は次のとおりです。

長野県内各市の主要な文化施設【市立】							
メイン ホール	施設名 (メインホール席数順)	開館 (西暦)	管理 運営	ホール客席数			リハ-サル 室数
				メイン	ホール 2	ホール 3	
1,500 席～	まつもと市民芸術館	2004	指定管理	1,800	288		2
	上田市交流文化芸術センター	2014	直営	1,650	372	300	
1,000～ 1,499 席	岡谷市文化会館	1989	指定管理	1,460	350		3
	飯田文化会館	1972	直営	1,294	200		
	長野市芸術館	2016	指定管理	1,292	293	230	1
	塩尻市文化会館	1996	指定管理	1,206	409		1
	大町市文化会館	1986	直営	1,172			4
	須坂市文化会館	1991	指定管理	1,124	305		2
～999 席	駒ヶ根市文化会館	1986	指定管理	986	300		3
	諏訪市文化センター	1962	直営	904			
	佐久市コスモホール	1991	指定管理	800	200		1
	中野市市民会館	1969	直営	800	174		1
	茅野市民館	2005	指定管理	780	300		4
	東御市文化会館	1991	指定管理	762			1
	千曲市更埴文化会館	1990	直営	760	200		1
	小諸市文化会館	1984	直営	712			1
	安曇野市豊科公民館ホール	1967	直営	681			
	飯山市文化交流館	2016	直営	500	171		

ホールの最大客席数は500～1,800席と規模に幅があり、施設構成については、約7割が2つ以上のホールを持っており、2施設が3つのホールを持っていることがわかります。

また、管理運営については、全国で6～7割の施設が指定管理としていますが、長野県内では、市立施設の5割が直営で運営しています。

(4) 先進自治体の劇場など類似する文化ホール施設の整備状況

先進自治体における文化施設の整備状況と活動事例を次のとおり整理しました。

先進自治体における文化施設の整備状況			
整備地 整備手法	同一敷地	隣接地	別敷地
従来方式	堺市民芸術文化ホール 長野市芸術館	高槻城公園芸術文化劇場 日田市民文化会館 東広島芸術文化ホール	太田市民会館 三次市民ホール 安来市総合文化ホール 観音寺市民会館 那覇文化芸術劇場
市街地再開発事業	中野サンプラザ 名古屋市 習志野市		岡山芸術創造劇場 北九州芸術劇場
設計・施工 一括発注方式	徳島文化芸術ホール ロームシアター京都	小田原市民ホール	
P F I 方式	あきた芸術劇場 いわき芸術劇場アリオス 杉並公会堂 国立劇場	平塚文化芸術ホール	東大阪市文化創造館 静岡市清水文化会館マ リナート
E C I 方式	釜石市民ホール TETTO		

※整備手法…27 ページ参照

先進自治体における文化施設の活動事例		
項目	施設名	内容
鑑賞機 会の充 実	可児市文化創造センタ ーala	劇団文学座、新日本フィルハーモニー交響楽団と地域拠点契 約を締結し、鑑賞機会を提供している。両団体は鑑賞のほか、 施設が行うワークショップや学校・福祉施設などに出向くアウ トリーチ活動などの包括的な取り組みにも協力している。
	北九州芸術劇場	舞台芸術の先進自治体や海外から芸術性の高い作品、エン ターテインメント性に富んだ作品などを幅広く招聘するほ か、オリジナル作品の制作、上演を続けている。
	神奈川芸術劇場	一般貸出と区別した特定貸館事業により、話題性やエンタ ーテインメント性の高い公演を行う劇団や制作会社などが 長期公演を行える仕組みを構築し、優れた舞台芸術作品の鑑 賞機会を提供している。
	兵庫県立芸術文化セン ター	潜在要望の積極的な掘り起こしを行い、それに対するサー ビスとして、積極的な鑑賞機会の提供を行っている。

創造事業	新潟市民芸術文化会館 りゅーとぴあ	レジデンシャルダンスカンパニーを抱え、新潟から新しいダンスシーンを世界へ発信している。
	可児市文化創造センター ala	企画・制作、作品の稽古までを施設で行っている。東京をはじめ全国各地で上演している。
	北九州芸術劇場	開館年から施設のプロデュース公演として、本格的な舞台作品を創り続け、東京をはじめ全国ツアー公演を行っている。
育成事業	新潟市民芸術文化会館 りゅーとぴあ	3種のジュニア音楽教室を長年にわたり継続的に実施している。市民創造ミュージカルや子ども劇団も展開。
	北九州芸術劇場	地域の劇団との作品創造、アウトリーチや劇場文化サポーター活動などを積極的に展開、地域に舞台芸術が根付く土壌を作っている。
	神奈川芸術劇場	人をつくる人材の育成とし、舞台技術者、アートマネジメント人材など文化芸術人材を育成している。また、若手の実演家・団体との共同制作などによる育成にも取り組んでいる。
普及事業	新潟市民芸術文化会館 りゅーとぴあ	レジデンシャルダンスカンパニーを抱え、新潟から新しいダンスシーンを世界へ発信している。
	可児市文化創造センター ala	ワークショップや学校・福祉施設などに出向くアウトリーチ活動などに包括的に取り組み、質の高いさまざまな活動を地域で展開。共生社会の実現に向け、その一翼を担う活動を展開している。
市民協働	まつもと市民芸術館	「信州・まつもと大歌舞伎」公演の際には、観客の案内、グッズ販売、舞台裏のケータリングなどの業務を市民サポーターが支え、まち全体の盛り上げを創出している。
	可児市文化創造センター ala	「まち元気プロジェクト」とし、全ての市民を対象とした質の高いさまざまな活動を地域で展開。共生社会の実現に向け、その一翼を担う活動を展開している。市民参加プロジェクトも実施している。
専門人材の登用・配置	いわき芸術文化交流館 アリオス	事業の企画制作、広報、マーケティング、照明・音響設備の操作などの専門スタッフを市の嘱託職員として採用し配置。
	新潟市民芸術文化会館 りゅーとぴあ	世界的ダンサーかつ演出振付家を舞踊部門の芸術監督に迎えている。
	まつもと市民芸術館	演出家を芸術監督に迎え、育成事業、創造事業などを展開している。同時に、芸術監督の意向を実現させるプロデューサーも登用している。
	兵庫県立芸術文化センター	指揮者を芸術監督に迎え、専属の管弦楽団を持つ。演奏活動のほか、アウトリーチ、育成事業にも積極的に取り組み、音楽文化の普及・浸透を目指している。

施設機能の活用	新潟市民芸術文化会館 りゅーとぴあ	3つの本格的専門ホールのほか、スタジオやギャラリーなど充実した創造支援機能を備えている。施設機能を生かした公演活動、創造活動、育成事業に総合的に取り組んでいる。
	可児市文化創造センター ala	ホールのほか、音楽、美術、演劇の各ロフト、練習室、作業室など豊富な創造支援機能を備え、ワークショップの開催や作品創造の稽古などに活用している。

(5) 現状分析の整理

前述の現状分析やアンケート調査に加え、市民で構成する整備検討委員会や飯田文化協会と共催した施設利用者との意見交換会で得た意見、学識経験者や先進自治体への聞き取り調査をもとに、次のとおり整理しました。

	文化活動	施設機能
全国的な傾向	○劇場法の趣旨を尊重・考慮した事業展開のできる組織や体制の整備 ○鑑賞機会の提供にとどまらず、人材育成、普及などに取り組み、舞台芸術の裾野を広げる。 ○誰もが舞台芸術に触れたり、関わったりできる可能性を高め、地域社会の絆の維持・強化と共生社会の実現に向けた取り組みの充実 ○舞台芸術の力を生かし、教育、福祉、観光、産業など多様な分野と連携した活動の展開	○発信機能を持つホール以外に、創造支援機能を持ち、作品が創造できる機能を整備 ○公演時のみ集客できるホール機能以外に、市民が日常的に利用できる施設（練習室や工作室などの創造支援機能、市民が気軽に集える集会機能など）を整備し、日常的な賑わいを創出 ○劇場法の趣旨（劇場・音楽堂・文化ホールなどの機能を活性化し、音楽・舞踊・演劇・伝統芸能・演芸の水準の向上と振興を図る）を尊重した事業展開の可能な施設機能の整備
現施設の状況	○舞台芸術の面で、世代・分野・団体を越えての情報交換や連携などの交流が十分に行われていない。 ○現施設は舞台機能や設備が充足していないため、一定水準以上の環境を求める事業・活動の実施に制約が生じている。 ○情報発信力の向上を求められている。 ○表現者をはじめ、観覧者や支援者の人材育成も求められている。	○現施設の機能を備えた代替施設が飯田下伊那郡内にない。 ○市内の3ホール（文化会館、人形劇場、県文化センターホール）ともに高い稼働率がある。 ○舞台をはじめ、舞台袖・裏、楽屋、練習室、トイレ、駐車場など、館内施設全般が利用者の要望に合っていない。 ○プロやエンターテインメント性の高い公演が飯田下伊那郡外に流れている。 ○創造支援機能が不足している。

2 建設に向けて

(1) 建設地の検討

①建設地の分類

現飯田文化会館の立地場所を基点とした場合、新しい文化会館の建設地の選択肢は、次のとおり分類できます。

分 類	特 徴	
同一敷地内 建替え	メリット	・ 敷地に対する認知度、親和性は高い
	デメリット	・ 旧施設（現飯田文化会館）の解体から新施設の竣工まで 3～5 年程度文化施設がない期間が生じる ・ 当該期間に近隣の類似施設における代替利用や利用調整による施設需要への対応が困難であり、舞台芸術関連の活動や鑑賞に大きな制約が生ずる ・ 旧施設の利用を停止してから新施設竣工までの間の委託職員（舞台技術職員を含む）の雇用対策が必要となる ・ 旧施設の備品（舞台備品や家具など）や関係書類を一時的に保管するスペースを確保する必要がある
	検討事項	・ 閉館期間が長くなれば、分散した施設需要を新施設に呼び戻すことが必要になる
隣接地 建替え	メリット	・ 敷地に対する認知度、親和性は高い ・ 旧施設を温存しつつ、新施設の建設が可能になり、文化施設の空白期間を極力縮めることができる
	デメリット	・ 隣接地での新施設工事が、旧施設の運営を制約（騒音や振動、工事安全対策等）することが懸念される ・ 同様に新施設竣工後の旧施設解体が新施設の運営を制約することが懸念される
	検討事項	・ 新たな施設用地の選定・確保が最大の課題となる。 ・ 旧施設の閉館時期と新施設の開館時期が重なる場合は、両施設を運用するための職員が必要になることも想定しておく必要がある
別敷地 建替え	メリット	・ 旧施設を温存しつつ、新施設の建設が可能になり、文化施設の空白期間を極力縮めることができる
	デメリット	・ 別敷地が離れている場合には、敷地への認知度を高めていく必要がある ・ 周辺環境への影響（騒音や交通量等）については、十分な配慮が必要になる
	検討事項	・ 新たな施設用地の選定・確保が最大の課題となる。 ・ 旧施設の閉館時期と新施設の開館時期が重なる場合は、両施設を運用するための職員が必要になることも想定しておく必要がある

②建設地を選定する際の主な評価項目

新しい文化会館の建設地は、建築法令や立地環境による実現性の評価、利便性や社会環境による発展性、波及効果の評価、安全性の評価を行ったうえで候補地を決定します。

評価区分	評価細目	
実現性	建築法令	高さ制限、建ぺい率・容積率、用途地域、前面道路・前面空地、日影規制、長野県条例 道路周長
	立地環境	面積、形状、段差、支持地質位置、駐車場アクセス・台数、搬入車両アクセス・台数、インフラ整備、道路整備、用地取得・移転補償、土地造成・埋蔵文化財の有無、周辺環境からの影響、竣工までの期間
発展性 波及効果	利便性	公共交通機関整備状況（交通インフラ）、中心市街地との距離、広域利用の可能性（リニア駅、中央道IC）
	社会環境	周辺施設（商業施設・飲食店・文教施設）の有無、地域性（まちづくりとの整合性、三重心との位置関係、まちなか MICE・回遊性）、効果（賑わい、相乗効果、景観静寂性、社会影響）
安全性	ハザードチェック	水害、土砂災害、その他自然災害の可能性

③建設地の選定方法

新しい文化会館の建設地の決定に向けて、民間のコンサルタント会社に委託した「新文化会館整備事業 適地調査評価業務」の報告書にもとづいて、評価項目の重点度や項目間の総合的なバランスを考慮しながら検討し、候補地を優先度の高い複数個所に絞り込んでいきます。

さらに、新しい文化会館の基本構想、基本計画を策定する過程で明らかになっていく施設条件を考慮した調査・検討を重ね、最終的には、実現可能性を踏まえて、発展可能性・まちづくりへの波及効果の高い適地の決定を目指していくこととなります。

(2) 整備手法の検討

新しい文化会館の整備手法は、次の中から選定されることが想定されます。

建設地の選定と合わせて、効果的で実現可能な手法を採用します。

整備手法の分類	特 徴
従来方式	地方自治体が事業主となり、「設計」「建設」「維持管理」「運営」の各段階において、個別に発注が行われる手法で、最も一般的な方式ある。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備とあわせて公共施設の整備を行う。
設計・施工一括発注方式 (DB : Design Build)	地方自治体より基本的な条件設定がなされた後に同一契約で設計者と施工者が「設計」「施工」を分担して責任を取る方式。
PFI 方式 (Private Finance Initiative)	民間事業者が自らの資金で施設の「設計」「建設」を行った後、民間事業者が事業期間を通して施設の維持管理及び運営業務を行う方式。建設後に地方自治体に施設の所有権を譲渡する BTO (Build Transfer Operate)、事業終了後に所有権を地方自治体へ移転する BOT(Build Operate Transfer) 方式がある。
ECI 方式 (Early Contract Involvement)	設計段階から施工者が関与する方式。施工者は工事契約とは別途契約する「設計業務への技術協力」を行い、その業務期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする。設計段階から施工者が関わり、入札前に技術上の問題を解決して資材や技術者を用意できるので入札不調を未然に防ぎ、工事期間を短縮する効果が期待できる。

(3) 事業費の検討

①事業費の考え方

新しい文化会館の整備にかかる経費には、次のものがあります（整備手法によって異なる部分もあります）。

費 目		内 容
施設整備費	建設費	建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水衛生設備工事、舞台機構設備工事、舞台照明設備工事、舞台音響設備工事、昇降機設備工事など
	その他	外構工事、駐車場整備など ※必要に応じて、用地取得費、建物撤去費、道路整備費、埋蔵文化財の調査費を含む
備品購入費		家具・什器備品、大道具備品、舞台照明備品、舞台音響備品、楽器備品、アート計画（緞帳を含む）など ※施設の想定される使用形態に応じて、適切な備品を過不足なく設置する。
施設設計費		設計費、工事監理費 ※設計者を選定する場合、選定委員会の開催などの経費も含む。

その他、新しい文化会館の開館までには、以下のような経費が見込まれます。

●管理運営計画策定などの経費

計画策定支援業務委託、各種調査、各種検討委員会の開催などの経費

●開館直前の準備にかかる経費

パンフレットの作成、各種資料の作成、プレイベントの実施、オープニング事業の企画や準備などの経費

②建設費の考え方

近年整備された類似施設の事例では、1㎡当たりの建設費は約80万円となっています。しかしながら、国土交通省が示す労務費単価の上昇や、近年の建設需要の高まりなどによる資材費の高騰などを要因として、今後、変動していく可能性があります。

新たな舞台芸術の拠点となる文化施設としての質や、防災など安全性を確保しながらも、可能な限り費用を抑える必要があります。

また、財源としては、各種補助金や有利な起債等を活用し、市の財政負担の軽減に努める必要があります。

3 管理運営の考え方

(1) 管理運営の方向性

今後、基本理念に基づく5つの基本方針「集う、観る、創る、伝える、育む」を実現できる管理運営を検討する必要があります。

①専門性の確保

新しい文化会館は、舞台芸術活動に対する高い専門機能を有する施設として整備します。その機能を最大限生かした活動を行うためには、事業展開、施設運営、施設や設備の維持管理にそれぞれの専門性を持った人材を配置する必要があります。

②柔軟な管理運営

舞台芸術の拠点施設として、施設機能を最大限生かしながら、舞台芸術の創造機能を十分に発揮できるよう、利用者に寄り添った柔軟な管理運営を行う必要があります。

③経営視点を持った管理運営

市の経費負担のみで運営するだけでなく、効率的な運営や外部からの資金調達など経営視点を持った管理運営を行う必要があります。

(2) 運営方式と組織の考え方

①運営方式の考え方

現在、公の施設の管理運営方式は、設置自治体が直接運営する「直営」か、「指定管理者制度」のいずれかによることとされています。（地方自治法第244条の2）

今後、方式ごとの優位点と課題点を精査し、新しい文化会館に適切な管理運営の方向性を定める必要があります。

2年間に及んだ整備検討委員会の意見交換では、文化会館における事業運営について「今日まで、市民と行政が絶妙なバランスで協働した飯田ならではの事業運営が行われてきた」と、直営方式を評価する声が多くありました。これまでの直営方式に関する検証に基づいた検討を行い、より良い運営体制を構築します。

管理運営方式	特 徴
直営方式	設置自治体が直接運営します。ただし、専門的な職能が必要な業務は、民間事業者へ委託する事例が多くあります。 自治体の舞台芸術振興施策の方向性や意図を正確かつ直接体现できる可能性は高いものの、全ての業務を外部委託することは困難で、自治体職員が任に当たる場合、専門性や技量の不足、労働時間の制約、提供できるサービスの限界などが想定されます。
指定管理者制度方式	公の施設の管理運営において、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に応えるため、民間事業者の能力を活用し、サービスの向上と経費の節減などを図ることが目的の制度です。これまで公共的な団体などに限定されていた公の施設の管理運営を公益財団法人や民

	間事業者など幅広い団体が行うことができます。施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、施設の使用許可も行うことができます。 専門性の確保、労働時間の柔軟性やサービスの提供などにおいては直営より実現しやすい一方、有期のため数年ごとに指定管理者が変わる可能性があり、継続性の面で課題が生ずることがあります。 公立の劇場・音楽堂などでは、指定管理制度が増加した時代がありました。経費節減によるサービス低下などが生じたため、最近では直営に戻すケースが見受けられるようになりました。
--	--

②運営組織の考え方

舞台芸術を創造・発信する拠点施設として、市民が舞台芸術に親しみ、楽しむ事業を提供するだけでなく、人材育成、普及活動、情報収集・発信、調査研究なども行うこととなります。そのためには、良質なサービス提供に加え、運営（経営）、事業の企画制作、舞台設備などの各分野に専門性を持つ人材の配置が必要です。

また、それらの専門的人材が、その能力を十分に発揮できる体制や環境を整えていくことが求められます。

（３）管理運営経費の考え方

公立文化施設の管理運営に関する収支項目は次のとおりです。

【収支のイメージ図】

収入	事業収入、貸館収入、 その他収入	文化投資〔設置自治体の負担〕
支出	文化事業費、人件費、維持管理費 など	

（参考：岡山市新しい文化芸術施設の整備に関する基本構想/「平成 26 年度劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」（公社）全国公立文化施設協会発行を基に作成）

新しい文化会館は、『ひと』を育み、『まち』を育み、『活力』を生み出す」ことにつながる舞台芸術の拠点施設として文化事業を継続的に展開できるよう、一定の経費を支出していく必要があります（文化投資）。

例えば現状では、指定管理者制度を導入している全国の公立文化施設において、入場料などの事業収入や利用料収入（貸館収入）はそれぞれ収入全体の 2 割前後となっており、残りは施設の設置者が指定管理料などの公的資金を投入しています。

ただし、市の財政負担の軽減を念頭に、設計の段階から維持管理費を強く考慮した施設整備などを検討し、開館後の営業収入を高めることや、事業の助成金や協賛金など外部資金の獲得、効率的な施設運営による経費節減などを積極的に図ることが求められます。

対象事業	負担軽減に向けた取組内容
施設整備	○有利な財源の活用 ○長寿命・高耐久の部材・機器を採用し、修繕・更新コストの抑制 ○施設の設計段階から維持管理コストを考慮
管理運営	○積極的な営業活動や誘致活動などによる安定的な貸館収入 ○効率的な運営による経費節減
事業実施	○外部資金の獲得 (国や民間企業、公益法人などからの助成金や協賛金など)

4 その他

(1) 整備スケジュール（案）

【事業スケジュールの見通し】

	R4		R5		R6		R7		R8		R9		R10		R11	
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下
基本理念の策定																
基本構想の策定																
基本計画の策定																
基本設計																
実施設計																
建設工事																
管理運営計画の策定																
整備検討委員会																
市民ワークショップ																
専門家会議																
施設利用者会議																
市民意見聴取																

(2) 基本計画策定に向けて検討が必要な課題

①施設規模や必要諸室数など

新しい文化会館を具体的に整備していくためには、施設の物理的な規模や必要諸室の数、広さなどの与条件を検討し、整理する必要があります。そして、建設地に応じた建築面積や延床面積、高さなどの物理的諸条件を整理する必要があります。また、来館者、出演者、技術スタッフ、大道具や楽器などの動線などにも配慮する必要があります。

②事業費と財源

新しい文化会館の建築面積や延床面積の概要を整理すると、その整備にかかる事業費の具体的な検討が可能となります。事業費には施設整備費、外構整備費、設計費、備品費などが含まれ、その事業費に対する財源の確保や、補助金などを含めた外部資金導入を検討していく必要があります。

③建設地周辺の街区や環境

建設地やその周辺だけでなく、主要な公共交通機関からの距離や視認性など高齢者や障がい者なども含めた来館しやすさ、終演後に大人数が一斉退館することへの対応（広場や歩道幅員の確保など）、開演前の待ち合わせや終演後の余韻を楽しむことができる施設の充実、近隣施設との相乗効果の創出など建設地周辺の街区や環境の整備検討が必要です。

④管理運営方針

新しい文化会館が機能を十分に発揮していくためには、施設の整備に加えて、施設運営や管理の方針を検討していく必要があります。特に運営方法や運営組織の選定は、その後の管理運営計画を左右する大きな要素となることから、基本計画と平行して綿密に検討することが求められます。

⑤整備スケジュールの確認と検討

上記の課題整理などを踏まえて、施設の竣工や開館までのスケジュールを随時確認、検討していく必要があります。事業計画・設計・工事などの各工程で、事業者と市との間で齟齬が生じることがないように、相互に緊密な連携を行うよう注意が求められます。

(3) 上位計画との関係

新しい文化会館の整備検討を進めていくうえでは、関係する主な上位計画や関連計画を整理し、各計画が目指している将来像や都市構造などとの整合を図ってまいります。

①飯田市の計画の整理

飯田市の総合計画「いいだ未来デザイン 2028」が最上位の計画であり、文化芸術、土地利用や施設計画に関する上位計画や政策などがあります。

いいだ未来デザイン 2028 戦略計画 基本構想	
キャッチフレーズ	リニアがもたらす大交流時代に「くらし豊かなまち」をデザインする ～合言葉はムトス 誰もが主演 飯田未来舞台～
目指すまちの姿	○私らしいくらしのスタイルを楽しむまち ○人と人がつながり、安全安心に暮らせるまち ○健やかにいきいきと暮らせるまち ○学びあいにより生きる力と文化を育むまち ○地域の応援で子育ての幸せが実感できるまち ○人と自然が共生する環境のまち ○持続的で力強く自立するまち ○地域の誇りと愛着で 20 地区の個性が輝くまち

上位計画・政策など	
文化芸術	①第2次飯田市教育振興基本計画 ②飯田市文化芸術振興基本方針 ③人形劇のまちづくりを推進する新たな仕組みに関する方針 ④「伊那谷の自然と文化」取り組みの方針
土地利用、施設整備など	①国土利用計画 第3次飯田市計画 ②飯田市土地利用基本方針（都市計画マスタープラン） ③いいだ山里街づくり推進計画（飯田市版立地適正化計画） ④飯田市公共施設マネジメント基本方針 ⑤飯田市公共施設等総合管理計画 ⑥飯田市教育委員会施設等総合管理計画 ⑦飯田市中心市街地活性化基本計画（第3期） ⑧飯田市景観計画及び飯田市緑の基本計画

②いいだ未来デザイン 2028（飯田市総合計画）

当初のリニア中央新幹線開通予定の翌年にあたる 2028 年にみんなで実現したい「くらしの姿」「まちの姿」をビジョンとして掲げ、その実現に向けて、市民、地域、事業者、団体、NPO や行政など、多様な主体がそれぞれの立場で飯田の未来づくりにチャレンジするための指針となるよう、平成 29 年度を実施の初年度として「いいだ未来デザイン 2028（飯田市総合計画）」を平成 28 年 12 月に策定しています。

「いいだ未来デザイン 2028」の「中期基本計画（2021～2024）」では、13 の基本目標が定められており、その中では、「伝統文化の保存・継承・活動」「人形劇など文化芸術の充実」などを記載しています。

年度の施策としては、「いいだ未来デザイン 2028 戦略計画【2022（令和 5）年度】」があり、「基本目標 5 文化・スポーツを通じて人と地域の輝き・うるおいをつくる」の中で、「人形劇のまち」としての活動や魅力発信、多様な文化芸術の鑑賞機会や文化芸術活動の取り組みの充実、新文化会館建設の検討を進めることなどを示しています。

いいだ未来デザイン 2028 中期基本計画（2021～2024）	
13 の基本目標 （抜粋）	④豊かな「学びの土壌」を生かした「学習と交流」を進め、飯田の自治を担い、可能性を広げられる人材を育む “伝統文化の保存・継承・活動” ⑤文化・スポーツを通じて人と地域の輝き・うるおいをつくる “人形劇など文化芸術の充実” ⑧共に支え合い、自ら行動する地域福祉を充実させる ⑩個性を尊重し、多様な価値観を認め合い、活動の場を広げる

いいだ未来デザイン 2028 年度戦略（2023）	
基本目標	具体的な取り組み（抜粋）
豊かな「学びの土壌」を生かした「学習と交流」を進め、飯田の自治を担い、可能性を広げられる人材を育む	4-①住民の主体的な学びあいの支援 4-②子どもの主体性、創造性、社会性、協調性、課題解決力などを育む学習の展開 4-③飯田の価値と魅力の学びと発信 4-④伝統文化、文化財の保存・継承・活用の推進 4-⑤社会教育施設の整備、サービス向上 4-⑥大学の機能を活かした学びの推進と「大学のあるまち」の実現に向けた取組
文化・スポーツを通じて人と地域の輝き・うるおいをつくる	5-①「人形劇のまちづくり」の推進 5-②文化・芸術の鑑賞や市民の主体的な文化芸術活動の展開を支援 5-③新たな文化芸術活動の拠点づくり

共に支え合い、自ら行動する地域福祉を充実させる	8-②複合化・複雑化した課題解決に向けた重層的支援体制の構築 8-③障がい者の社会参加の推進
個性を尊重し、多様な価値観を認め合い、活動の場を広げる	10-①市民活動の情報の収集・発信の拠点づくりと、市民活動への支援 10-②一人ひとりの個性が輝き、自分らしく安心して暮らせる地域づくり 10-③国籍や文化等の多様性を認め合い、外国人住民と共生する地域づくり

③文化芸術に関する上位計画や政策など

1) 第2次飯田市教育振興基本計画

結いとムトスの心が息づき、地育力に支えられた飯田の教育の強みを最大限に生かして、飯田で学び、飯田で育ち、飯田に暮らすことが自信と誇りになるような、飯田らしい愛情あふれる教育・学習環境をつくることを目指しています。また、変化の激しいこれからの時代に向かって、グローバルな視野と感性、ふるさと飯田への誇りと愛着を持って、自らの力で未来を切り拓いていける力を育む教育を進めます。

第2次飯田市教育振興基本計画	
教育ビジョン	地育力による 未来をひらく 心豊かな人づくり
基本的な方針	①「地育力」により「ムトスの心」と「結いの心」を育みます。 ②多様な主体が協働し、飯田の未来を担う子どもたちの「生きる力」を育みます。 ③「私の学び」と「私たちの学び合い」を高め、魅力ある人・地域づくりを進めます。 ④「市民主役」の文化・スポーツ活動をより活発に展開します。市民が主人公となり、心豊かで健康に生きることを目指し、活発に展開されている文化・スポーツ活動を支援するとともに、市民、事業者等と協働し、飯田ならではの取り組みを推進します。 ⑤「伊那谷の自然と文化」を学びと地域づくりに生かし、継承します。 ⑥市の総合力を発揮して、市民とともに教育事業を進めます。
取り組みの方向性	①発達・成長の土台をつくる ②グローバル時代を生きる力を育む ③ふるさと飯田への愛着を育む ④豊かな心を育てる ⑤学びの環境を保障する ⑥地域ぐるみで子どもを育てる ⑦生涯学び続けられる環境をつくる ⑧地域づくりの担い手を育む

	⑨文化力を高め、心豊かな市民生活を実現する 心豊かな市民生活の実現を目指し、市民自ら主体的に取り組む文化芸術活動を支援するとともに、多様な文化芸術に触れる機会を提供する ⑩スポーツにより、人と地域が輝く社会（まち）づくりを進める ⑪「伊那谷の自然と文化」の学究・普及・継承・活用を推進する ⑫教育関連施設のマネジメントを進める
中期重点目標	①「結いの心」に根ざす教育を実践し、豊かな心とリニア時代を生きる力を育む ②豊かな「学びの土壌」を生かした「学習と交流」を進め、飯田の自治を担い、可能性を広げられる人材を育む ③文化・スポーツを通じて、人と地域の輝き・うるおいをつくる
アクションプログラム	①「人形劇のまちづくり」の推進 人形劇の公演・創造活動を楽しみ、その魅力を発信するとともに、「人形劇のまち」を改めて強くアピールし、国内外の交流を進めます。 ②文化芸術の鑑賞や市民の主体的な文化芸術活動の展開を支援 多様な文化芸術の鑑賞機会や文化芸術活動の取り組みの充実を進めます。 ③新たな文化芸術活動の拠点づくり 飯田市の文化芸術活動の拠点施設として、新文化会館の建て替えに向けた取り組みを進めます。

2) 飯田市文化芸術振興基本方針

飯田市文化芸術振興基本方針は、文化芸術振興における飯田市の基本的な方向性と役割、市民と行政が協働するためのそれぞれの役割を明らかにし、市民と市が一体となって地域の文化芸術活動を充実させ、一層発展させるための方針として定めています。

この基本方針は、次の原則に基づいて策定され、担い手として、市民、学校、市民団体、企業・事業者や市などを挙げています。

飯田市文化芸術振興基本方針	
基本方針策定の原則	①文化芸術活動の主体は市民です。 ②市は市民の広範な文化活動を支援します。 ③飯田市独自のものとします。 ④文化戦略（資源を資産に変える）の視点を意識します。 ⑤市民合意形成を行います。
文化芸術振興の基本的な考え方	①ここであう文化芸術振興とは、精神的な豊かさとよりよい地域づくりを目指すものです。 ②市民（市民・市民団体・事業者含む）は、多様な文化芸術活動を推進し、互いの活動を認め合います。

	③市は、市民の広範な文化芸術活動を支援し、文化芸術活動を担う人材を生み出し、新たな文化芸術活動の創造につながる土壌を豊かにします。 ④市民と市は、自然・歴史・民俗などの地域資源を発掘・蓄積・研究し、保存・継承します。 ⑤市民と市は、広く情報を発信し、地域の知名度を高めます。
--	--

3) 人形劇のまちづくりを推進する新たな仕組みに関する方針

飯田市とその周辺地域の伊那谷は、獅子舞、農村歌舞伎、湯立神楽、人形浄瑠璃など全国でも有数の民俗芸能の宝庫であり、先人の文化芸術を愛する心と守り育てる力によって広がり、300年間脈々と受け継がれています。昭和54年（1979年）に始まった「人形劇カーニバル飯田」は、「いいだ人形劇フェスタ」として市民が「みる・演じる・ささえる」文化事業となり、わがまちの誇りとなっています。学校での人形劇活動などと相まって、人形劇は市民に身近な文化として定着しています。

この方針は、市民をはじめとする活動主体のこれまでの活動を尊重し、これまで以上に活躍できるようにする考え方を取りまとめています。「目指す姿を実現するための新たな仕組み」の中で、飯田文化会館による支援を明記しています。

人形劇のまちづくりを推進する新たな仕組みに関する方針	
目指す姿	人形劇を通して、人が皆いきいきとつながりながら、飯田をステージとして、それぞれの夢や想いに向かって活動できる「人形劇のまち飯田」を目指します。
目指す姿を実現するための新たな仕組み（抜粋）	(1)多様な意見により「人形劇のまち飯田」を創造できる場の整備 (2)多様な主体の活動を支援する機能の充実 1)文化会館（人形劇のまちづくり係）による支援 (3)組織及び運営等の見直し

4) 「伊那谷の自然と文化」取組みの方針

独自性が高く、多様性を有し、それぞれが奥深いものである伊那谷の自然と文化は、飯田の地域アイデンティティーの源であり、市民の誇りでもあるとして、その自然と文化を生かした地域づくりや保存・継承の取り組みを市民が主体となり、市が支援・協働して推進するための方針を定めています。

「6 社会教育機関の役割」の中で、美術博物館、歴史研究所、図書館、公民館などと並び、果たすべき役割を記載しています。

「伊那谷の自然と文化」取組みの方針	
取り組みの柱	学究、普及、継承
目指す姿を 実現するための 新たな仕組み (抜粋)	6 社会教育機関の役割 (5) 文化会館 ①舞台芸術・芸能の伝承と創造を支援する。 ②伝統人形浄瑠璃の保存継承と、「小さな世界都市」を視野に入れた人形劇のまちづくりを推進する。

④土地利用や施設計画に関する上位計画や政策など

1) 国土利用計画 第3次飯田市計画

第2次飯田市計画の土地利用方針を継続しながら、令和9年のリニア開業など飯田市が直面する課題などに対応するため、また「いいだ未来デザイン 2028」が目指すまちの姿を実現するため、新しい時代の土地利用に関する基本的な指針を示すものとして策定しています。

国土利用計画 第3次飯田市計画	
理念	①土地の計画的かつ有効な利用で、持続可能な地域、安全で豊かな地域を目指す ②持続可能性の保持と環境負荷の低減 ③歴史に学び、防災を重視した土地利用 ④自然環境、特に水と緑を保全し創出する土地利用 ⑤地域の自立した経済活動を支える土地利用 ⑥伝統・文化を継承し、保全する土地利用 ⑦農地を確保し、適切に維持する土地利用
基本指針	①持続可能な地域構造への転換 ②拠点集約連携型の地域構造の推進

2) 飯田市土地利用基本方針（都市計画マスタープラン）

「飯田市土地利用基本方針」は飯田市土地利用基本条例に基づいて策定し、「いいだ未来デザイン 2028（飯田市総合計画）」や「国土利用計画 第3次飯田市計画」に則したものとして定めています。

市全域と各地区の将来像の実現に向けた土地利用の方針を定めることにより、まちづくり・地域づくりの方向性を明らかにしています。また、市民と市が、飯田市の目指すべき姿を共有して、地域の特性や個性に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進することを目的としています。市全域を対象とした全体方針と、市内20地区を対象とした地域別方針（地域土地利用方針）から構成しています。

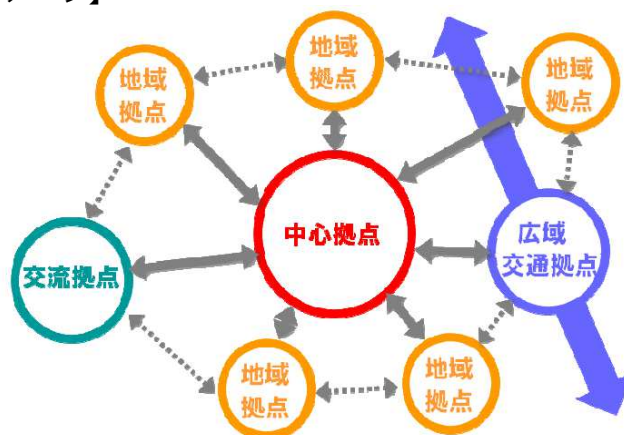
飯田市土地利用基本方針（都市計画マスタープラン）	
全体方針	①都市づくりの理念と目標 ②将来都市構造 ③都市の整備に関する方針（市全域に対する土地利用の方針や土地利用基本計画など） ④都市施設の整備方針（交通施設や公園・緑地、河川等の整備方針） ⑤防災都市づくりの方針 ⑥緑の育成の方針 ⑦景観の育成の方針 ⑧自然的環境の整備と保全の方針

あわせて、土地利用基本方針の実現に向けた方策を定めています。この土地利用基本方針のうち、都市計画に関する部分は「都市計画マスタープラン」としています。

また、市の目指す将来都市構造として、中心拠点、地域拠点、交流拠点、広域交通拠点が、それぞれの役割に応じて機能分担しながらも相互に連携する「拠点集約連携型都市構造」を推進しています。

飯田市土地利用基本方針における将来都市構造	
拠点名	拠点の概要
中心拠点	行政などの中核機能や特色ある商業や居住などの都市機能が蓄積され、都市の中心としての機能を持ち、飯田市の顔である中心市街地を「中心拠点」として位置づけ、今後も、蓄積されてきた文化や伝統、社会資本などの既存ストックを生かすとともに、それら機能の充実を図る。
地域拠点	市内 20 の各地区において、市役所自治振興センターや公民館などのコミュニティ施設が集積された中心部を「地域拠点」と位置づけ、そこを中心に行政、教育、文化、福祉、医療、商業などそれぞれの地区に応じた地域機能の集約を図る。
交流拠点	名勝天龍峡、周辺の地域資源（水・緑・農）や観光資源などとの連携を強化して人々を呼び込むなど新たな可能性が期待される天龍峡エコバレー地域を環境、産業、生活などの新たな「交流拠点」として位置づけ、環境産業を中心とした企業誘致など、循環型社会のモデル地区として整備を推進し、自然や景観に配慮したたまたまの創出を図る。
広域交通拠点	長野県の南の玄関口、三遠南信地域の北の玄関口として、広域的な駅利用圏域が形成されるリニア駅とその周辺区域を、地域と大都市とを結ぶ「広域交通拠点」として位置づけ、交通の結節点としての機能に特化した整備を推進し、各拠点の機能が相互に高まるよう連携を図る。

【地域構造のイメージ】



3) いいだ山里街づくり推進計画（飯田市版立地適正化計画）

国土利用計画第3次飯田市計画や飯田市土地利用基本方針に掲げる「拠点集約連携型都市構造」の実現を目指しつつ、飯田市全域を対象に山、里、街の暮らしに配慮した計画としています。また、国の立地適正化計画の適用を受ける「街」の区域については、効果的な施策や財政支援などを活用することを見据えています。

いいだ山里街づくり推進計画（飯田市版立地適正化計画）		
区域名	設定の考え方	方向性
都市機能集積区域	中心拠点（中心市街地）と広域交通拠点（リニア駅周辺）	医療・福祉・商業・教育・文化などに関わる都市機能を中心拠点や広域交通拠点に集積、集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域
街の暮らし推進区域	内環状道路軸内の用途地域で、都市機能集積区域へのアクセス性を勘案して設定	都市機能集積区域の後背地として、都市機能やコミュニティを維持するために、居住を積極的に集積し、人口密度を維持していく区域
土地利用検討区域	内環状道路軸内の用途白地地域に設定	用途白地地域であるが、すでに市街地も進んでいるため、用途地域、特定用途制限地域などの都市計画の見直しと合わせ、街の暮らし推進区域としての設定を準備検討する区域
地域機能集積区域	市内全20地区の地域拠点を中心に設定	地域の日常的な生活圏の中心として、市民に生活サービスを提供する区域 将来的な都市構造の変化などを踏まえ、地域土地利用方針などの検討に合わせ、都市機能集積区域の設定などを段階的に検討・計画

山・里の暮らし区域	都市機能集積区域、街の暮らし推進区域、土地利用検討区域に該当しない区域	立地適正化計画の制度上の区分を適用しない飯田市独自の区域であり、山や里の暮らしを守るべき区域
-----------	-------------------------------------	--

4) 飯田市公共施設マネジメント基本方針、飯田市公共施設等総合管理計画

「飯田市公共施設マネジメント基本方針」では、市が保有する公共施設の現状と課題を整理し、市民サービスへの影響に配慮しながら、効果的に施設の維持管理などを行うための基本的な考え方や進め方をまとめています。

「飯田市公共施設等総合管理計画」は、上記基本方針での対象施設にインフラ施設と病院施設を加えて、個別施設計画を策定し、具体的な取り組みや進行管理を行っています。このことは、効率的で効果的な公共施設などの維持管理を実現し、次世代に負担を残さないことが目的となっています。

飯田市公共施設マネジメント基本方針	
基本原則	①暮らしやすい地域づくりの推進 ②より良い市民サービスの提供 ③財政負担の軽減
基本方針	①適正な維持管理による公共施設の長寿命化の推進 ②施設の集約化・多機能化等の推進 ③施設の廃止・売却の推進 ④民間活力の導入 ⑤新市施設の考え方
現状と課題	(2)文化・生涯学習施設 ①文化会館、鼎文化センター、飯田市公民館 老朽化が進んでいるが、躯体等は改修等で対応可能だが、各種設備等は大規模改修が必要であり、施設のあり方の検討を要する。

5) 飯田市教育委員会施設等総合管理計画

「飯田市公共施設等総合管理計画」における個別計画の一つとして策定しました。この計画によって、教育委員会施設を子供から大人まで多くの皆さんに、安全・安心・快適な状態で長期的に利用していただけるよう適切に管理していきます。

飯田市教育委員会施設等総合管理計画	
基本方針	①事後保全型の改修から予防保全型の改修への転換 ②時代の変化に対応した施設環境の整備 ③法令等を踏まえた維持管理の徹底 ④工事・修繕等の改修履歴の整備 ⑤施設料の最適化への取り組みを実施

ホール施設 における施 設管理計画 の概要	対象施設 1. 飯田文化会館（飯田人形劇場を含む） 2. 飯田市教育文化センター（飯田市公民館） 3. 飯田市県文化センター（県公民館） 目指すべき姿 1. 快適な鑑賞環境の整備 2. 市民ニーズに対応した機能整備 目指すべき姿を実現するための「安心・安全・快適」な施設整備方針（3ホール施設のあり方） 1. 飯田文化会館（飯田人形劇場を含む） ・耐震診断に基づく耐震補強 ・法令に準拠した施設管理の徹底 ・施設自主点検マニュアル、危機管理マニュアルに基づく定期的な点検の実施 ・新文化会館のあり方についての検討を進める 2. 飯田市教育文化センター（飯田市公民館） ・（仮称）飯田駅前プラザ（旧ピアゴ）へ飯田市公民館の機能を移転し、現在の建物は除却 3. 飯田市県文化センター（県公民館） ・法令に準拠した施設管理の徹底 ・施設自主点検マニュアル、危機管理マニュアルに基づく定期的な点検の実施 ・県地区の公共施設を統合した複合施設について、地元と検討を進める
--------------------------------	--

6）飯田市中心市街地活性化基本計画（第3期）

中心市街地活性化に向けて、第2期までに創出したりんご並木周辺などの高質なストックを生かしながら、さらなる賑わいと交流、定住を促す事業を中心市街地全体へと展開し、基本理念の実現を目指すために策定しています。

飯田市中心市街地活性化基本計画	
基本理念	「飯田美しき町」魅力的な丘のまちの形成
基本方針	①美しき丘のまちの賑わい風景づくり ②多世代の連携と共創による魅力づくり ③居心地の良い暮らしが息づくまちづくり ④リニア時代に向けた求心力のあるまちづくり
目標	①美しい丘のまちのデザインづくり ②丘のまちの居場所・交流空間づくり ③丘のまちの快適な暮らし創造

	④丘のまちの新たな価値創造
事業	①市街地の整備改善 ②都市福利の推進 ③まちなか居住の推進 ④経済活力の向上 ⑤他事業と一体的に推進する事業

7) 飯田市景観計画・飯田市緑の基本計画

飯田市景観計画と飯田市緑の基本計画は、現在、将来この郷に暮らす人々の心豊かな生活を実現するため、先人たちにより営々と育まれてきた美しく豊かな景観と緑の整備・保全を積極的に図り、次世代へ引き継ぐことを目的としています。

また、市内8地区で景観育成の目標や方針など、1地区で緑地保全と緑化推進の目標や方針などを定めています。

8) その他上位計画・政策など

- ・飯田市地域防災計画
- ・リニア駅周辺整備基本計画
- ・飯田市地球温暖化対策実行計画（第3次飯田市環境モデル都市行動計画）
- ・南信州リニア未来ビジョン（南信州広域連合）
- ・リニアの整備効果を地域振興に活かすビジョン（案）
- ・南信州地域公共交通計画
- ・定住自立圏形成協定及びこれに基づく南信州定住自立圏共生ビジョン

⑤国、長野県の文化振興政策など

1) 国の文化振興に関する政策・計画など

a) 文化芸術基本法（平成13年12月施行、平成29年一部改正）

平成13年施行の「文化芸術振興基本法」が平成29年に改正されて「文化芸術基本法」となりました。文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることを前提とし、文化芸術に関する施策の基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務が明らかにされています。また、文化芸術活動を行う者の自主的な活動の促進を主として施策の推進を図り、心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に寄与することが目的とされています。

改正により、文化芸術の振興だけにとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育や産業などさまざまな分野の施策に関しても範囲に取り込まれました。文化芸術が生み出すさまざまな価値を多様な分野に生かし、総合的な政策が展開されることが期待されています。

また、政府が「文化芸術推進基本計画」を策定することが記載されており、第1期計画である「文化芸術推進基本計画 ―文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる

一」を経て、第2期計画「文化芸術推進基本計画（第2期） ―価値創造と社会・経済の活性化―」が令和5年3月に閣議決定されました。

文化芸術推進基本計画（第2期）	
中長期目標	①文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供 ②創造的で活力ある社会の形成 ③心豊かで多様性のある社会の形成 ④持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成
重点取組	①ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進 ②文化資源の保存と活用の一層の促進 ③文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成 ④多様性を尊重した文化芸術の振興 ⑤文化芸術のグローバル展開の加速 ⑥文化芸術を通じた地域創生の推進 ⑦デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進
推進のために必要な取り組み	①社会課題に適時的確に対応するための政策形成・評価と体制構築 ②第2期計画の戦略的な広報・普及活動の展開 ③国・地方公共団体等が一体となった文化芸術の振興

b) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月施行）

劇場、音楽堂などの施設を法的に位置づけられたものです。劇場や音楽堂などは、文化芸術を継承、創造、発信する場であるとともに、人々が集い、感動と希望をもたらし、創造性を育み、共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点であり、活力ある社会を構築するための大きな役割を担うとされています。

地方公共団体の果たすべき役割として、地域特性に応じた施策の策定や実施、その他の必要な施策を講ずるものとされています。

基本的な施策としては、地域における実演芸術の振興や人材の養成、学校教育との連携などが挙げられています。

また、「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」が平成25年に告示されています。その中では、劇場や音楽堂などの設置目的を適切に実現するため、設置者である地方公共団体は、その文化芸術振興に関する条例や計画に則した運営方針を明確に定めることが求められています。

c) 障害者文化芸術推進法（平成30年6月）、障害者文化芸術推進基本計画（平成31年3月）

文化芸術基本法において、年齢、障がいの有無、経済的な状況にかかわらず、等しく文化芸術の鑑賞などができる環境の整備がうたわれていることもあり、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」が平成30年6月に制定されまし

た。この法は、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮、社会参加の促進を図ることが目的とされています。

また、平成 31 年 3 月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（障害者文化芸術活動推進基本計画）」が策定されています。

d) 文化観光推進法（令和 2 年 4 月）

文化振興を観光の振興と地域の活性化につなげることで、経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的とし、令和 2 年 4 月、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）」が制定されました。

文化観光拠点施設を中核として、地域の観光事業者などが連携し、地域の文化観光の魅力を高め発信し、地域全体の振興につなげていくことが求められるとともに、拠点計画や地域計画の認定などが定められています。

2) 長野県の文化振興に関する計画など

a) 第 2 次長野県文化芸術振興計画

長野県では、平成 27 年度を「文化振興元年」と位置づけて「長野県文化振興基金」を造成し、平成 30 年には文化芸術分野の個別計画として「長野県文化芸術振興計画」が策定されています。

第 1 次計画（H30～R4）の取組結果や県の特性を踏まえ、第 2 次計画（R5～9）として、文化芸術振興の基本目標や施策の方向性などを定められています。

計画策定後は、「信州アーツカウンシル」「長野県芸術監督団事業」など各種施策により、文化振興事業全体の底上げと担い手の人材育成が進められています。

第 2 次長野県文化芸術振興計画	
基本目標	文化芸術の価値を高め、支える、ひろげる、つなげる、信州のゆたかな未来
めざす姿	①誰もが文化芸術と触れあい、心豊かに暮らしている ②文化芸術があらゆる分野に根付き生かされている ③文化芸術活動や伝統文化が地域で支えられ、その価値が引き継がれている
重点的施策	①県民主体・地域主体の文化芸術活動の推進 ②文化芸術が持つ表現力・想像力の「学び」への展開 ③文化芸術を生かした多様性の理解促進

用語解説

■アウトリーチ [outreach]

「手を伸ばす」の意から「地域への奉仕、援助、福祉活動」「公共機関の出張サービス」などの活動の総称。近年は施設の外で実施される文化事業の総称。「芸術普及」、「館外活動」といわれることもある。

■アーティスト・イン・レジデンス [artist in residence]

各種の芸術の制作を行う人物を一定期間ある地域に招き、その地域に滞在しながら作品制作を行ってもらうこと。

■アートマネジメント [art management]

芸術経営。広義には芸術と社会の接点を開発し、芸術の社会転換を図ること。狭義にはアートにかかわる事業の運営、文化施設の管理運営、そのために必要な知識や技術のこと。劇場・ホールで働く職員に求められているスキル。

■アリーナ形式 [arena stage]

舞台を取り囲む形で客席が配置された劇場の形態。体育館などの床面もアリーナという。

■オーケストラピット [orchestra pit]

オペラやバレエなどでオーケストラが演奏する、舞台と観客の間にある一段掘り下げられた場所。「オーケストラ・ボックス」ともいう。

「オケピ」、「オケピット」、「オケボックス」などと略されることもある。

■オペラ [opera] (伊)

歌劇。音楽、声、言葉、身体表現、劇、演出、照明、舞台装置が複合した総合芸術。

オペラの起源は、16世紀末にイタリアで起こった音楽劇の流れを汲むもので、「作品全体を通じて作曲されていること」といわれている。

■音響反射板（おんきょうはんしゃばん）[concert shell/acoustic shell]

プロセニウム形式の舞台で、生音（なまおと）の響きを豊かにするために設置される反響板のこと。多機能ホール独特の設備で、通常は舞台上方や後部などに格納され必要に応じて設置される可動式が一般的。

■キャパ [seating capacity]

キャパシティーの略。客席数、定員のこと。

■ゲネプロ（GP）[Generalprobe]（独）

ゲネラルプローベの略。本番と同じ条件で行われる総稽古のことで、オペラなどの分野で使われる。英語では [dress rehearsal]

■建築音響（けんちくおんきょう）[room acoustics]

室内音響ともいい、劇場・ホールなどの空間全体の音響環境のことをいう。

■残響時間（ざんきょうじかん）

建築音響でのホールの音響特性の一つ。一定の条件でホールの響きを何秒等と表す。コンサートホールでは長めに、演劇の劇場などでは短めがよいとされている。ホールの形状、特に容積によって異なり、容積が大きくなれば残響は長くなるといわれている。

■シューボックス [shoebox]

プロセニウム・アーチをもたないワンボックスのコンサートホールは、高い天井をもつ長方形の形からシューボックス（靴箱）型と呼ばれる。長方形の一辺にオーケストラを配置するため音響的には有利だが、視覚的に距離が長くなり座席数は 2000 席以下のホールが多い。

■迫り（せり）

舞台床の一部を切り取り、その部分を電動または手動で上下させる舞台機構。役者や舞台装置をのせて、役者の登場や退場、舞台転換をする。花道の七三（しちさん）に切られた迫りは特別に「すっぽん」という。

■操作盤（そうさばん）

舞台袖の下手または上手の舞台がよく見渡せる場所に設置された、舞台機構を操作するためのスイッチ盤。舞台機構（緞帳、吊物バトンなど）、床機構（廻り舞台、迫りなど）、連絡機器（インカム）、モニター機器（映像）などの集中コントロール・センターの役割をもつ。また、操作する技術者のことを指す。

■袖（そで）[wings]

舞台袖の略。観客席からは見えない舞台の左右（上手、下手）の空間。
「ふところ」ともいう。

■袖幕（そでまく）

舞台の上手と下手（左右）に吊り込まれた幕で、通常は黒。舞台袖にある器具や役者を、客席から見えないように、舞台の奥まで左右対称に複数配置されている幕。

■調光機（ちょうこうき）[dimmer]

照明器具に送る電圧を変化させる主装置。照明操作卓からの信号で動作する。

■緞帳（どんちょう）[house curtain]

舞台と客席の間を区切るために、プロセニウムで後ろで昇降される幕。歌舞伎では江戸時代引き幕（歌舞伎幕）を許可されなかった小芝居は昇降式の幕を使っていたので「緞帳芝居」といわれていた。近年では西陣つづれ織りなどの立派な幕が使われている。

■奈落（ならく）[under stage/trap room]

舞台床下の総称。廻り舞台や迫りの機構が設置されている空間。語源は梵語で「地獄」の意。

■バトン [bar/pipe]

舞台ではの子（すのこ）から吊り下げられている、上下に移動可能な道具用美術パイプ。ほかに照明用、文字幕用、袖幕用などがある。

■花道（はなみち）

歌舞伎の舞台独特のもので、客席の中を通過して舞台に出入りできる演技空間。花道という言葉は役者に花を贈ることから称されるという説が有力。下手側に設置されているものを本花道といい、エプロン・ステージから上下壁面に設置されている花道は「脇花道」という。

「仮花道」とは本花道と対称に上手に設けられる花道をいう。

■反響板（はんきょうばん）[concert shell/acoustic shell]

演奏会の場合、おもに木製でつくられた舞台上の壁面のこと。天井、正面、側面などに配置し、舞台を箱状に囲い、演奏の反響音、残響音を補強して演奏効果を高める役割をする。音響反射板ともいう。

■舞台（ぶたい）[stage]

演技や演奏の行われる場所をいう。舞台は、プロセニウム（額縁）で客席と舞台を隔離できる形式と、演奏する場所と客席が同一空間にある形式のものに大別できる。

■プロセニウム／プロセ [proscenium arch]

プロセニウム・アーチの略。舞台と客席がプロセニウム（額縁）で明確に区分されている劇場の方式。オペラやバレエの発展とともに発達した。舞台芸術公演のほか、式典などにも対応しやすく、公立文化施設で多く採用されている。額縁舞台のこと。

■ホワイエ [foyer]

劇場の入り口から客席にいたる空間。一般的には劇場のロビーのこと。

■本舞台（ほんぶたい）

花道に対して、正面の舞台を指す。

また、プロセニウム劇場では、プロセニウム・アーチの内側のことを指す。

■見切れる（みきれる）

観客から見えてはいけない部分や物や人が見えてしまうこと。

舞台袖で無神経に出を待っている役者や、使っていない道具が客席から見えること。

■ユニバーサルデザイン [universal design]

障がい者、高齢者、健常者の区別なしに、全ての人が使いやすいように製品、建物、環境などをデザインすること。

↑ ↑

※出典

公益社団法人 全国公立文化施設協会

「劇場・音楽堂等で働く人のための舞台用語ハンドブック」

■ムトス

広辞苑の最末のほうにある言葉「んとす」を引用したもので、「…しようとする」という意味であり、行動への意思や意欲を表す言葉。

飯田市は昭和 57 年「10 万都市構想」において理想とする都市像の実現に向けての行動理念として「ムトス」を使用。平成 18 年 9 月 21 日制定の飯田市自治基本条例にもムトスの精神についてうたわれている。

「ムトス」を地域づくりの合言葉に、私たち一人ひとりが持つ「愛する地域を想い、自分ができることからやってみよう」という自発的な意志や意欲により、具体的な行動で地域づくりを目指していくものです。

新しい文化会館の整備に関する基本構想ができるまで

新しい文化会館の整備に関する基本構想は、整備検討委員会や市民ワークショップでの対話を積み重ねてつくりあげました。

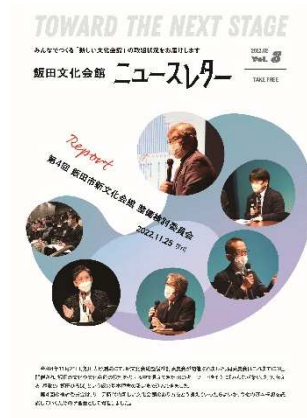
(1) 検討経過

年度	期日	内容
令和4年度	令和4年6月10日	第1回 新文化会館整備検討委員会
	令和4年7月19日	第2回 新文化会館整備検討委員会
	令和4年9月4日	市民ワークショップ「BUNKA ミーティング」
	令和4年9月22日	第3回 新文化会館整備検討委員会
	令和4年10月8日	市民ワークショップ「南信州ライフ×高校生ライブ」
	令和4年11月25日	第4回 新文化会館整備検討委員会
	令和5年2月3日	第5回 新文化会館整備検討委員会
令和5年度	令和5年5月19日	第6回 新文化会館整備検討委員会
	令和5年7月7日	第7回 新文化会館整備検討委員会
	令和5年7月11日	利用者団体との意見交換①、②
	令和5年7月12日	利用者団体との意見交換③、④
	令和5年7月20日	利用者団体との意見交換⑤
	令和5年9月5日	第8回 新文化会館整備検討委員会
	令和5年10月17日	新文化会館広報チームワークショップ①
	令和5年10月31日	新文化会館広報チームワークショップ②
	令和5年11月6日	第9回 新文化会館整備検討委員会
	令和5年12月7日	第10回 新文化会館整備検討委員会
	令和6年2月1日-29日	パブリックコメント
	令和6年3月 日	第11回 新文化会館整備検討委員会

(2) 新文化会館整備検討委員

区分	分野	氏 名	団体名等
市民委員	利用団体	片桐 啓	おいでなんしょ寄席実行委員会
		上沼 俊彦	萩元晴彦ホームタウンコンサート実行委員会
		川崎 好昭	飯田文化協会
		塩澤 哲夫	オーケストラと友に音楽祭実行委員会
		高松 和子	『人形劇のまち飯田』運営協議会
		田中 悦雄	舞台芸術鑑賞事業企画委員会
		原田 雅弘	いいだ人形劇フェスタ実行委員会
	教育	黒河内 智子	南信州私立認定こども園連合会(飯田ルーテル幼稚園 園長)
		賜 正俊 (R4 年度)	飯田市校長会(飯田東中学校 校長)
		高山 和夫 (R5 年度)	飯田市校長会(高陵中学校 校長)
	文化	飯島 剛	元飯田市美術博物館 副館長、元飯田文化会館 館長
		桑原 利彦	飯田の文化芸術を元気にしたい会
		小西 盛登 (R4 年度)	飯田市公民館館長会 (飯田市公民館長、鼎公民館長)
		佐々木 祥二 (R5 年度)	飯田市公民館館長会 (飯田市公民館長、羽場公民館長)
	福祉	小木曾 俊夫	飯田市身体障がい者福祉協会
	公募	遠山 あづみ	一般公募
		前澤 正徳	一般公募
		森本 典子	一般公募
学識委員	学識	小澤 櫻作	竹田市総合文化ホール グランツたけた (大分県)
		佐々木 宏幸	明治大学 (学輪 IIDA)
		山元 浩	元・名古屋フィルハーモニー交響楽団

(3) ニュースレター



令和4年6月 第1回 整備検討委員会

飯田の文化とは何か

- 人との関係をつくる
- 地域の人たちが学ぶ場所
- 市民とプロと行政のコラボレーション
- 人が集まり創り出す
- 文化を主体的に受容し暮らしと融合する

令和4年7月 第2回 整備検討委員会

飯田文化会館が果たす役割とは

- 市民の誇りと自信につながる場
- 気楽に立ち寄れる場
- 子どもたちが世代を越えて出会い、好きになる
- 伝統と新しい文化をつなげ、市民の日常に寄せた機能
- 都市圏に行かなくても、様々な文化に触れることができる



「ひろば」は
自然と人が集う場でもあり
感動を共有する場にもなる

令和4年9月 第3回 整備検討委員会

基本理念を仮設定 「みんなが集い、創り、伝える 感動の飯田ひろば」

- 「みんな」という言葉は「色んな思いや考えを持った人たち」という意味で表現できると、より馴染むのではないかな
- 様々な「文化芸術」に触れたり創造発信ができる場である一方、いろんな人が気軽にそれぞれの時間を過ごすことができるイメージも必要だと思う

令和4年9月 市民ワークショップ

飯田の文化をともに考える「BUNKAミーティング」

テーマ

こんな文化会館なら行ってみたい！
飯田の文化芸術で、やりたいこと・活動

「どんなものになれば、暮らしの中に存在できるか？」
という普段の生活の中での関わり方にも言及

令和4年11月 第4回 整備検討委員会 (学習会)

基調講演 全国事例から見えてくる新しい時代の地域の公共劇場の姿

講師 公益社団法人 全国公立文化施設協会 アドバイザー ぐさ かとしや 氏
劇場計画コンサルタント/空間創造研究所 取締役/岡山芸術創造劇場長

パネルディスカッション リニア時代の飯田にふさわしい「新飯田文化会館のあり方」

- 地域性と広域性、専門性と多機能性、この2つの軸の中で重心をどこに置くとよいか考えることが重要
- “飯田”や“ひろば”といった言葉が何を伝えてようとしているのか、そのためにやるべきこと、機能は何かをしっかりと考える必要がある
- 首都圏や中京圏をうまく使っていくための手段として、時間軸を使っていくことが一つの戦略になるのでは

地域の舞台芸術の振興に有効・有益な人材の活用や
創造活動のあり方を考える、リニア時代への新たな視座を提示



TOWARD THE NEXT STAGE

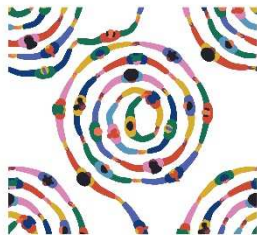
みんなが笑顔「新しい文化会館」の施設づくりを応援します

飯田文化会館 ニュースレター

2023年
Vol. 5
12月15日発行

第6回 飯田市新文化会館整備検討委員会

みんなが笑顔、創り、伝える感動の飯田ひろば



TOWARD THE NEXT STAGE

みんなが笑顔「新しい文化会館」の施設づくりを応援します

飯田文化会館 ニュースレター

2023年
Vol. 6
12月15日発行



TOWARD THE NEXT STAGE

みんなが笑顔「新しい文化会館」の施設づくりを応援します

飯田文化会館 ニュースレター

2023年
Vol. 7
12月15日発行

伝集う 創造支援機能
える 育む 交流促進機能
る 創る これまでの文化活動を継承

第9回 飯田市新文化会館整備検討委員会

飯田らしい施設と事業

～基本理念・活動を実現する機能・空間と必要な、具体的な

伝集う 創造支援機能
える 育む 交流促進機能
る 創る これまでの文化活動を継承
感動の飯田ひろば
鑑賞機能
観る
管理運営機能

TOWARD THE NEXT STAGE

みんなが笑顔「新しい文化会館」の施設づくりを応援します

飯田文化会館 ニュースレター

2023年
Vol. 8
12月15日発行

新しい文化会館の基本理念

みんなが笑顔、創り、伝える 感動の 飯田ひろば

第9回 飯田市新文化会館整備検討委員会

基本理念・基本構想 最終版 ―これまでの振り返り―



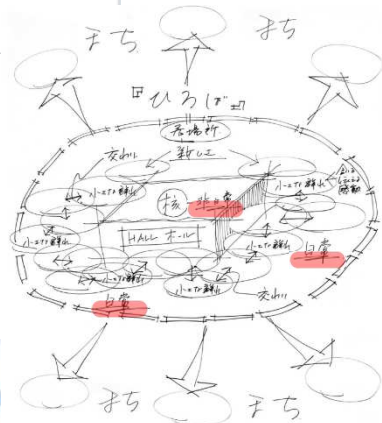
令和5年2月 第5回 整備検討委員会

新しい文化会館の基本構想(活動内容の検討)

飯田らしい「公立劇場の役割」を考えてみると・・・

ひとを育み まちを育み 活力を生み出す

人を元気に・まちの活力・波及効果



令和5年5月 第6回 整備検討委員会

飯田らしい表現活動とは

- 飯田は、外からの文化を自分たちのものにしていく精神性がある町
- 「人」が育つことは、「まち」が育つことへとつながる
- 役割を重視した活動：地域とホールとの連携
- 大ホールの活用：鑑賞事業を重視した活動

飯田らしさ 1 外からの文化の吸収と展開してきた背景

飯田らしさ 2 日常と文化とのつながり

飯田らしさ 3 専門家とのつながり



令和5年7月 第7回 整備検討委員会

基本理念・活動を実現する機能、空間とは

- 日常と結びついた機能性や空間性・・・半屋外(公園・広場)、屋外的な空間
- 創作活動が起こるような空間性・・・工房、ものづくり工房

大きな公民館

「非日常的なホール」と「使い勝手のいいホール」のバランス



新文化会館の整備検討に関する報告・意見交換会(利用団体)

7月11日から5回にわたって、飯田文化会館を利用する団体の皆さんとの意見交換会を飯田文化協会と共に開催しました。延べ20名(17団体)の方にご参加いただきました。

これまでの検討状況をお伝えした後に意見交換を行い、「舞台機構の充実」「舞台と同じ広さのリハーサル室」「誰もが集える空間」など、検討委員会と同様のご意見が多くありました。

令和5年9月 第8回 整備検討委員会

飯田らしい施設と事業

必要な、具体的な

コ 想 定 さ れ る (事 業)	集 う	観 る	創 る	伝 え る	育 む
	■ 誰が、どう集う? ■ どんな交流?	■ 誰が、何を観る? ■ どんな鑑賞?	■ 誰が、何を創る? ■ どうやって創る? ■ どんな創造?	■ 誰が、誰に、何をどうやって伝える? ■ どんな継承、発信普及?	■ 誰が(誰を)どうやって育成する? ■ どんな育成?
施設機能	1 鑑賞機能 ホール(メイン・サブ)	2 創造支援機能 スタジオ、リハーサル室、工作室	3 交流促進機能 オープンスペース、ホワイエ、広場	4 管理運営機能 事務室、機械室	

裏表紙



発行：飯田市（飯田文化会館） 〒395-0051 長野県飯田市高羽町 5-5-1

TEL 0265-23-3552 Fax 0265-23-3533